

「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
についての公聴会及び意見募集の意見

第2部 政策編

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

通し 番号	性別	年齢 層	該 当 人 数	ご意見内容
1	男	60代	-	過度な推進には反対します。 世界的な反グローバリズムの潮流に乗り、女性らしさ、男性らしさを尊重すべき。役割には性差があり、性差で役割が異なります。もっと視野を拓けてください。
2	女	30代	112	ジェンダー平等をうたうのであれば、『女性』の登用を進めるのではなく男女関係なく能力で決めたほうがいいのではないのでしょうか？
3	女	20代	110	SDGsや男女共同参画などに多額の予算をかけて取り組むのは保守派にとって受け入れがたい政策だ。2024年度はおよそ10兆5584億円の予算があったという。その予算は防衛費に回してもらいたいのが本音だ。
4	男	40代	110	女子差別撤廃条約は締結の要なし。日本で女子への差別は存在しない。
5	女	60代	110	第12分野. 1. 「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」 の中の下記の記載内容に関して、大きな懸念があり、変更を求めます。 「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第10回政府報告を作成し、同委員会に提出する。」という記載がありますが、当勧告には不適切な内容があり、新聞やテレビで報道されたように、日本政府は、女子差別撤廃委員会（以下、当委員会）に抗議をし、勧告の改正を求めました。しかしながら、当委員会はこれに応じず、改正のないまま、当勧告が男女共同参画のサイトに掲載されています。 抗議内容を反映していない当勧告に対して各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を要請することは、不適切であり、社会に混乱をきたすことになる懸念します。 「各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」という文言を削除し、「当委員会に対して、政府は当勧告の改正を求めたが、その改正がされないままであることから、当勧告に対しての取組等は保留とし、参照する際は、慎重に吟味した上での対応が求められる」旨の記載へと変更していただきたいと思います。 当委員会最終見解11. では、我が国の皇位継承に言及した不適切な記載に加え、「夫婦に同じ氏を使用することを求め、事実上、女性に夫の氏をしばしば強いることとなる」という記載も誤認に基づくものです。法律上は妻の姓にも夫の姓にもでき平等であり、女性に改姓を強いる法律ではありません。前向きに改姓を選ぶ女性が多数存在する事実を無視しており、事実誤認の記載になっています。 また、当委員会最終見解の42. で、「16歳と17歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女兒に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。」ことは、女兒の心身を十分保護できない危険を高め、「刑法及び母体保護法を改正して、全ての人工妊娠中絶を合法化及び非犯罪化し」という勧告も、生命軽視に繋がり、大変不適切と感じます。

6	答えたくない	50代	-	教育、メディアによる一方向的なジェンダー教育に大変な疑問と危険性を感じる。また国際協調とは何か。日本は日本独自の文化風習を守っていけば良い。男女問わず活躍できる社会があるのだから。ごく少数の意見ばかりにとらわれず、大多数の意見を尊重すべき。
7	男	60代	110	「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における見解について・・・」とありますが、此の度の見解には「皇統の男系の男子のみが皇位を継承することを認めることは、条約第1条及び第2条並びに条約の目的及び趣旨と相容れないと考える」と盛り込まれ、日本政府は「、委員会が我が国の皇室典範について取り上げることが適当ではない」と意見表明していますが、そもそも国連の各人権条約に基づく委員会からの見解について履行義務がないことは、平成21年に提出された谷岡郁子参議院議員の質問主意書に対する答弁書で、「御指摘の勧告は、法的拘束力を持つものではなく、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号）の締約国に対し、当該勧告に従うことを義務付けているものではないと理解している。」と答えられていますし、平成22年に提出された山谷えり子参議院議員の「第三次男女共同参画基本計画に関する質問主意書」に対する答弁書でも「御指摘の『履行義務がある』との記述は、御指摘の『女子差別撤廃委員会の最終見解』について述べているものではなく、女子に対するあらゆる形態の差別の撤退に関する条約（昭和六十年条約第七号）等我が国が締結国である国際約束を念頭に置いて述べたものである。なお、御指摘の『女子差別撤廃委員会の最終見解』については、法的拘束を有するものではないと理解している。」と答弁されており、批准している条約そのものには履行義務があるが、委員会の最終見解については法的拘束を有するものではないことは閣議決定されており、さらには以前、児童の権利条約における報告書作成の意見交換会が、特定のNGOとだけ開催され、一般の方との意見交換会が再度開催された経緯もあるなど、特定のNGOからのカウンターレポートを受けて示される委員会の見解については、反論すべき点は反論し、明確に我が国の立場を表明することが必要です。 また、女子差別撤廃条約の選択議定書は個人通報制度を定めたもので、三審制度を取る我が国の司法制度で最高裁が下した判断を否定する可能性もあることから、国内法体系と整合性がとれず、他の国連の人権条約の個人通報制度を定めた選択議定書への批准にも関わることであり、反対です。
8	女	60代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 の中に、2024年の改善勧告の具体的内容を表記すべきである。 このままでは何が問題となっているのか不明である。 すなわち、女性差別撤廃のため選択的夫婦別姓を導入するための措置を具体化せよとの勧告があることを隠しているように見て取れる。
9	男	30代	-	世界的な男女間の不平等には二つありよく聞く世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数のほかに国連開発計画が発表するジェンダー不平等指数がある。我が国はジェンダーギャップ指数では118位だがジェンダー不平等指数では最新のデータでは22位だが米国、英国、ニュージーランドよりも高い。 逆にジェンダーギャップ指数は7位のニカラグアがジェンダー不平等指数では102位、12位のルワンダが93位という大きな違いがある。この差を考えずに単にジェンダーギャップだけに注目するのは問題であると考えている。具体的に言うと女性の死亡率が高くても男女平等ならよいのかといったことを考えていかなければならない。

10	答えたくない	60代	109	法体系上、冒頭に、女性差別撤廃条約第2条で、締約国は差別撤廃義務があること、憲法第14条基本的人権を触れなければならない。
11	団体として提出	団体として提出	110	(2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 ●より積極的な施策展開を図ること！ 「基本的認識」及び「施策の基本的方向」については、4次・5次計画からの基本的認識と方向性が継承されている（下線：第6次計画の新文言）。それらは、第6次計画の具体的取組においても基軸となる視点であり、特に下記は重要である。 ○・・・国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要がある。 ○・・・女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。 では、これらの「基本的認識」や「施策の基本的方向」はどう具体化されるのか。「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」では、男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」としか書かれていない。政府に要請すべき取組とはなにか。 過去10年の計画期間、国内における各方面への条約の周知・普及が極めて不十分にもかからず、第6次計画では、第4次計画での積極的な施策展開への言及はなく、取組は後退している。第6次計画においても下記を入れて、具体的取組の進展を図るべきである。 「第4次計画の該当箇所ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守では…女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する。 国際的な潮流を踏まえつつ、日本国内の国連機関と連携を図るとともに、NGOとの対話、連携がより建設的となるよう努める。 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。」とされている。 さらに内閣府男女共同参画局には、女性差別撤廃委員会の日本に対する「総括所見2024」を国民、国会、司法、政府内に周知すること、同内容を精査し、勧告項目を各省庁に割り当て、その実施を促し、進捗状況をモニターすること等、計画的実行の「見える化」の仕組みづくりを強く求めたい。
12	答えたくない	60代	110	(2) イ(2)「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結をする。」へ文言を修正。

13	団体として提出	団体として提出	111	2) 具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等(1) ●国会に対して積極的な取組を要請すること！ 計画案の(1)では「男女共同参画会議は必要な取組等を政府に対して要請する」としか書いていない。「要請」の中身を具体的に述べる必要がある。また「国会に対して積極的な取組を要請する」ことを加筆すべきである。 女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告への総括所見」では、条約の完全な履行のための立法権の役割を指摘し、「国会に対し、その権限に従って、本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本条約の実施に関して必要な措置を採るよう促す。」と勧告している（第8パラグラフ）。 国会に対する要請として、まず国会内にジェンダー主流化実現のための常設の人権委員会等を設置する必要がある。これにより、条約の完全な履行のための立法権の役割を明確にでき、国会・国会議員と政府の国内本部機構が両輪となり、男女共同参画政策の推進体制（立法政策と実施体制）の充実・強化を図ることができる。 女性差別撤廃委員会は、「女性差別撤廃委員会と国会議員の関係に関する声明」（国連女性差別撤廃委員会第45会期 2010. 1. 18～2.5採択、JNNC訳）の勧告のなかで、「委員会は報告作成プロセス及び条約選択議定書の完全な履行において、国会及び国会議員の完全な参加を保証するよう締約国に勧告する。」とする。また「・・・女性に対する暴力に関する調査についての活動や情報、女性と男性の平等に関する立法の改善等、国会レベルで平等にとりくむ国内本部機構を強化する重要性を締約国に改めて表明する。」とする（国際女性の地位協会編・山下泰子・矢澤澄子著『解説 女性差別撤廃条約と選択議定書』2025年改訂版 151頁）。 ジェンダー主流化実現のために、基本計画における女性差別撤廃委員会から発出される定期報告に対する総括所見や一般勧告、委員会声明勧告の周知と取り入れが重要である。これらが政府、国会議員等によって十分実行されていない現状を再認識し、基本計画に上記声明の勧告内容を書き込む必要がある。
14	女	60代	110	女性差別撤廃条約の選択議定書については、検討は十分なされているので「早期に締結する」と修正すべきである
15	団体として提出	団体として提出	110	（2）具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 ●女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を！ イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」という短い1文があるのみである。この文言は、第4次・第5次基本計画の文言の繰返しに過ぎず、この間、早期批准についての「真剣な検討」は全く進展しなかったことになる。国連で選択議定書が採択されてからすでに26年。CEDAW日本報告審議（2024年10月）での政府報告では、その間に「23回の研究会を開き、直近は2023年12月である」と述べているが、批准に向けて何が障害なのかも明らかにされず「検討中」と言い続けている現状は、国際社会の常識からも理解を得られるものではない。 2024年10月に発表された女性差別撤廃委員会の「総括所見」は、日本が「批准の検討に時間をかけすぎている」とこと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。 日本のジェンダー平等が世界の歩みに大きく遅れをとっているのは、女性差別撤廃条約の多くの締約国が選択議定書を批准し（115か国）、女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、国内の制度・政策の改革をすすめている現状に比べ、日本の対応があまりに遅すぎるため、その典型が選択議定書の未批准である。 2025年8月8日に開催された第6回第6次基本計画策定専門調査会では、3人の委員から、女性差別撤廃条約選択議定書の批准について「早期締結について真剣な検討を進める。」ではなく、「早期に締結する。」と記述を修正すべきとの発言もあった。選択議定書の批准は待たなし、と言える。
16	女	30代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきです。

17	女	70代	110	第6回計画策定専門調査会に参加した者です。調査会では、3人の委員からもイの(2)について、選択議定書について「早期に締結する。」と修正すべきとの意見がありました。私の住んでいる富山県では県議会と市町村15議会の内、現在、1村を残して、15議会（県も含む）で、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書が採択され、国会や政府の関係機関に提出されています。 全国的にも、多くの地方自治体から批准するようにと声が挙がっています。 イの(2)「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」と記載がありますが、それを「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する。」と修正してください。 男女共同参画基本計画の趣旨からしても、基本的な課題です。
18	女	40代	110	国会に対して積極的な取組を要請してください 計画案の(1)では「男女共同参画会議は必要な取組等を政府に対して要請する」とのみ書いてあります。「要請」の中身を具体的に述べてください。「国会に対して積極的な取組を要請する」ことを加筆してください。 女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告への総括所見」では、条約の完全な履行のための立法権の役割を指摘し、「国会に対し、その権限に従って、本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本条約の実施に関して必要な措置を採るよう促す。」と勧告しています（第8パラグラフ）。 国会に対しての要請として挙げられるのは、国会内にジェンダー主流化実現のための常設の人権委員会等を設置することです。これにより、条約の完全な履行のための立法権の役割を明確にでき、国会・国会議員と政府の国内本部機構が両輪となり、男女共同参画政策の推進体制（立法政策と実施体制）の充実・強化を図ることができると考えます。
19	女	40代	110	●女性差別撤廃条約選択議定書の批准を早急に実現してください。 イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等(2)では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」という短い文があるのみです。 この文言は、第4次・第5次基本計画の文言の繰り返しに過ぎず、この間、早期批准についての「真剣な検討」は全く進展しなかったことを意味します。約束違反です。 2024年10月に発表された女性差別撤廃委員会の「総括所見」は、日本が「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告しています。 日本のジェンダー平等が世界の歩みに大きく遅れをとっているのは、女性差別撤廃条約の多くの締約国が選択議定書を批准し（116か国）、女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、国内の制度・政策の改革をすすめている現状に比べ、日本の対応があまりに遅すぎるため、その典型が選択議定書の未批准です。 2025年8月8日に開催された第6回第6次基本計画策定専門調査会では、3人の委員から、女性差別撤廃条約選択議定書の批准について「早期締結について真剣な検討を進める。」ではなく、「早期に締結する。」と記述を修正すべきとの発言もありました。選択議定書の批准をすぐに実現してください。
20	男	30代	110	110ページ「イ(2)」の記載内容は、第3次計画以来ほとんど変化がなく、「真剣な検討を進める」という表現にとどまっている点が問題です。国際社会に対して日本の明確な立場を示すためにも、以下のような記述への修正が必要です： 「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する方針を明確にし、必要な手続きを速やかに進める」
21	男	50代	110	「イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書」については、第3次計画以降、記載がほぼ変わっておらず、「早期締結について真剣な検討を進める」とされている。国際社会に対し、女性差別撤廃条約を遵守する日本の姿勢を明確に示すため、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正すべきである。

22	女	60代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とするべきです。
23	答えた たくない	40代	110	(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める あくまでも選択なのでその必要はないと考えるが 女子差別撤廃条約は性自認は除外されているそうです。あくまでも身体性に由来するそうです。性別は性自認で決まるという常識に女子差別撤廃条約は反しているものと思われます。女子差別撤廃条約を脱退しないと性別は性自認で決まるという常識を認めないことになるのではないかと。 日本は一刻も早く性別は性自認で決まる。そして性別は男女だけではないことをみとめるべきです。だからそもそも男女共同参画という名前自体がおかしい全性共同参画とするべき。
24	男	30代	-	第6次男女共同参画基本計画（素案）に関する意見 私は、第6次男女共同参画基本計画（素案）に対し、下記の意見を提出いたします。 日本社会が持続可能で包摂的な未来を実現するためには、国際的潮流を踏まえた具体的で前向きな目標の設定が不可欠であり、本計画にその姿勢を明確に示すべきです。 1. ジェンダー平等の実現について 本計画期間（2026～2030年度）は、世界が「203050」を目指す動きと重なります。積極的な数値目標や取組を設定すべきです。 特にジェンダーギャップ指数が著しく低い政治分野では、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入を含めた人材登用を強化する必要があります。 また「ジェンダー主流化」を徹底し、制度や慣行が性別に中立となるよう修正を求めます。 2. 子どもに対する性犯罪・性暴力の根絶について 素案では未然防止や相談体制の整備が掲げられていますが、子ども自身が学ぶ機会の保障が欠かれません。 国際的に推奨される「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に基づく包括的性教育を推進する必要性を明記し、教育現場での実践につなげるべきです。 3. 選択的夫婦別姓制度について 第217国会で28年ぶりに法案審議が行われ、制度の必要性が高まっていることが示されています。しかし本素案は第5次計画時とほぼ変わっていません。 国際的動向や多様な家族形態を踏まえ、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた更なる検討を進める姿勢を計画に明記すべきです。 4. 第3号被保険者制度について 第3号被保険者制度は現行の働き方や家族モデルに適さず、将来的な廃止を含めた見直しが必要です。 素案にある「縮小を基本とする」ではなく「将来的な廃止も含めて検討する」と明記し、被用者保険の適用拡大と併せて進めることを求めます。 5. 教育・学習の充実について 第5次計画には「子どもが学ぶ」視点がありましたが、今回は明記されていません。 幼少期からジェンダー平等意識を涵養する教育を推進し、学校教育・社会教育でのプログラム開発や普及を進める必要性を明確に示してください。 6. 女子差別撤廃条約の選択議定書について 第3次計画以降、ほぼ同じ文言が繰り返されるのは不十分です。 国際社会に対し、日本が条約を遵守する姿勢を示すため、「女子差別撤廃条約の選択議定書は早期に締結する」と修正することを強く求めます。

25	女	60代	-	男女共同参画社会実現に国会は積極的に取り組むとすべきです。 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結すべきです。 人工妊娠中絶の配偶者同意要件は撤廃すべきです。
26	男	50代	11	第6次男女共同参画基本計画策定にあたり、以下の点を意見として提出いたします。 1. SDGsを根拠とすることの不十分さ 第6次男女共同参画基本計画の基本方針に「国際的協調の下で行う」「国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同」とあるものの、単に国際的潮流やSDGsに賛同しているからといって、それを国内政策の根拠とするのは説得力に欠けます。日本の男女共同参画は、日本国憲法に基づく人権保障を基盤とすべきです。 そもそも、現在の国連は、中国やロシアが常任理事国です。ロシアが戦争で非人道的行為を行っている国であることを忘れてはなりません。 2. 「誰一人取り残さない」の適用範囲について 「誰一人取り残さない」の「人」には、創作物（マンガ・小説・映画等）に登場する架空の人物を含めるべきではありません。 創作上の架空の登場人物には人権はなく、これに「あらゆる暴力を容認しない」といった基準を適用すれば、憲法21条の「表現の自由」「検閲の禁止」に違反し、創作活動を萎縮させる危険性があります。 3. 国際的潮流への過度な追従の危険性 近年、国連や一部国家で表現規制が強まっています（例：国連サイバー犯罪条約）。しかし「国際的潮流だから賛同すべき」という考え方は危険です。むしろ、日本国憲法が保障する「表現の自由・内心の自由・検閲の禁止」を不断の努力で守り、外圧からも独立して維持することこそ重要です。
27	男	80代以上	-	第2部 II 第12分野 国際的な協調には賛成ですが、日本固有の家族制度を壊してでも、他国のシステムに合わせなければならないとは思いません。例えば、126代続いた日本の皇統は、男系の天皇陛下によって維持されてきました。これを男女共同参画の考えで、女系の天皇も認めるべきだと主張することは、的外れです。国連が昨年、女性への差別撤廃を求めて、皇位を男系男子が継承すると定めている皇室典範を改正するよう勧告したことなど、2000年以上続く日本国の伝統を無視する誤った男女平等主義です。
28	女	60代	110	国連勧告を男女共同参画基本法で取り組みはただちにに取り下げて下さい。
29	女	50代	110	施策の基本的な考え方、及び1.（2）イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等について、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正すべきである。
30	男	60代	111	UN Women を筆頭に、近年国際機関等の国内出先等における発言、特に表現の自由を制限する方向での発言が、国内で大きな反発を引き起こしている事例を見受ける。 国際連携が必要で有ることは否定しないが、国際機関を無条件に連携するのではなく、個々の事案毎に精査した上での連携としていく必要があるのではないかと。国連と関係の深いNP0には、宗教的原理主義のつよい団体も珍しくなく、特に表現の規制に関する問題、国内の状況を曲解した上での批判等については、相当注意深く取り扱わないと、国内に於いて、「男女共同参画」のそのものが、「表現に関する権利」を制限する抑圧的政治的活動と受け取られることにつながりかねない。

31	女	70代	-	選択議定書批准は、「真剣な検討を進める」のではなく、「早期締結する。」とすること。 「骨子案」では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」と記述されている。第5次基本計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」とされており、これとほとんど変わっていない。第3次、第4次基本計画の記述も同じであった。 「選択的夫婦別姓制度」の実現を求めて、「塚本協子」さんは75歳で裁判を決意し、最高裁まで闘ったが司法の場では認められず、失意の中で亡くなった。国連で選択議定書が採択された1999年から25年間、日本政府はこれを検討し続け、男女共同参画基本計画も同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度である。女性差別撤廃委員会は先の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。選択議定書批准に関する記述を、「早期締結について真剣な検討を進める。」ではなく、「早期締結する。」と修正されるよう、強く要望する。
32	答えた たくない	60代	-	選択議定書批准は、「真剣な検討を進める」のではなく、「早期締結する。」とすること。国連で選択議定書が採択された1999年から25年間、日本政府はこれを検討し続け、男女共同参画基本法も同じ文言を繰り返している。女性に対しての差別としか言いようがない。速やかに批准することを強く要望します
33	女	60代	-	(2)「女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について親権な検討を進める」という記述を「早期に締結する」へ修正してください。
34	男	40代	110	素案には「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」とあるが、女子差別撤廃委員会の見解には皇位継承に関して「皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する」との、まさに我が国の伝統に対する不要な干渉とも言える内容が盛り込まれていました。これに対し政府は「委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない」との意見表明を行ったのは当然のことと評価しますが、素案の記載では「男女共同参画会議は委員会の勧告に従うような必要な取組等を政府に対して要請する」とも取れる記載のように思われることから、「国柄・国体に対する不当な勧告に対しては断固反論する」といった対応も素案に盛り込むべきではないかと考えます。
35	女	60代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等の2「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」との記述を「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する。」と修正する。
36	女	60代	-	女性差別撤廃委員会からの勧告を積極的改善に繋げて行く取り組みの具体化を望みます。選択議定書について、検討より早急な批准化を明確にして頂きたいです。
37	男	30代	110	早期に女性差別撤廃に条約に締結すべきではないでしょうか

38	男	60代	-	私は選択別氏制度は2685年間父系一系で神武天皇まで続いた日本国そのものを破壊するものと確信しています。世界が嫉妬する素晴らしい天皇家をお護りしましょう。私は選択別氏制度に大反対です。
39	女	60代	9	素案の基本的方針について、国際潮流を踏まえる記載がありますが、わが国の実情をきちんと踏まえることが重要ですので、国連勧告を吟味せずそのまま取り組むようなことがないよう国内で内容の適正性を見極めるガバナンスの仕組みを明らかにして、素案にも明示してください。 昨年の国連女子差別撤廃委員会の勧告について、政府は抗議しましたが受け入れらず、その国連勧告が改正されないまま、男女共同参画局のサイトに掲載されています。 また、素案の第12分野では、その国連勧告に沿って各府省が取り組みを行い、報告を求める記載になっているため、国連勧告に対して取り組みと報告を求める記載の削除が必要です。 この国連勧告には政府が抗議した内容の他にも誤認(前向きに改姓する女性が多く存在し、国民の7割は夫婦同姓を支持している実情を国連は誤認している)や生命を軽視するような不適切な項目も含まれています。 誤解と混乱を防ぐためにこの国連勧告文書を男女共同参画局のサイトから取り下げてください。
40	女	70代	1	女子差別撤廃条約の遵守を全分野で基本にすべき
41	答えたくない	50代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書について、「早期締結について真剣に検討を進める」とあります。 これまで、真剣に検討していなかったのでしょうか。そんなことはないと思いますので、国際社会に対し、女性差別撤廃条約を遵守する日本の姿勢を明確に示すため、「早期に締結する」と「早期締結の実現をめざす」など、積極的に表現してほしいと思います。 個人通報制度と調査制度がなければ、条約は絵にかいた餅になってしまいます。
42	女	60代	111	(2) イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守 毎回同じ勧告を受けていて一向に改善されない項目が多すぎる。選択的夫婦別姓制度は世界の常識で、日本でも配偶者が日本人でない場合どちらも選択できる現実も既にある。不利益を被っている人がいて、強制ではな、選択的と言ってるのに、一体何十年検討をし続けるのか。 (2)「早期締結について真剣な検討を進める」とあるが、今まで適当にしかやってこなかったということだろうが、主語のはっきりしない「真剣な」という気持ちを書くのではなく、「期限を定めた目標の設定を進める」など具体的に評価できる内容にしてほしい。 第二分野にもかかわるが、指導的地位に占める女性の割合202030の未達の原因は、未達でも誰も責任をとらなくてよいし、実現に向けた具体的施策がなされなかったことにある。女性の登用は民間では徐々に進んできているが一番遅れているのが政治分野で、これが勧告も無視している一番のネックである

43	女	20代	2	第6次男女共同参画基本計画の基本方針の一番大きな課題、また違和感を感じる点は「性差別撤廃」という人権課題が「Well-Being」や「女性活躍」等、定義も曖昧な取り組みに矮小化されている事と考えられる。 本質的な「人権課題」としてではなく、その他の目的を実現するための「手段」に男女共同参画が位置付けられていると感じる点は以下の通り。 ・「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（Well-Beingを実現する社会形成）」とあるが、「多様な幸せ」は非常に抽象的な概念のため、男女共同参画の本来の目的である性差別撤廃からは、目的が大きくズレ、本来の男女共同参画の目的を曖昧、あるいは矮小化しかねない ・リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの欠如もまた深刻な課題と感じる。避妊や中絶を含む性と生殖に関する自己決定権とそれらの保障は女性の人権の根幹であるにもかかわらず、6次計画の内容は妊娠・出産を望む人への支援に偏る一方で、「産まない選択」や安全な中絶へのアクセスは欠落したままであり、女性を「産む性」として機能的に位置づける家父長的価値観を温存しかねない ・また、「ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現」とあるが、女性が経済的に自立し、経済社会に参画するために不可欠なのが、女性の社会進出を阻む伝統的な性別役割分業意識の解体と考えられるが、6次計画ではそれらが見当たらず、あるのは女性に男性並みに働け、とする両立支援のみ。現案は、「人口減少対策」や「労働力確保」といった経済的観点のみが強調されており、女性の経済的自立という「人権尊重」観点が見当たらない。 ・また、選択的夫婦別姓等、日本も批准している女子差別撤廃条約に「人権」として含まれる項目の早期実現も、6次計画に含めるべきと考える。 上記の理由より、6次計画は、「性差別撤廃」という人権を基盤とする原点に立ち返り、本質を捉えた、実効性ある政策とすべきと考える。「女性の活躍」ではなく「女性の権利」を保障する政策への転換こそが求められている。
44	女	60代	-	第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、女性差別撤廃条約選択議定書批准は「早期に批准する。」とすること。 国連で選択議定書が採択された1999年から26年間、日本政府は批准の検討を続け、男女共同参画基本計画も「真剣な検討を進める」と同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度である。昨年10月の女性差別撤廃委員会「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。
45	団体として提出	団体として提出	110	「イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書」について、「早期締結について真剣な検討を進める」とある。長年、「真剣な検討」をしていて締結されない状況である。国際社会に対し、女性差別撤廃条約を順守する日本の姿勢を明確に示すため、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正すべきである。締結することによって、国内の様々なとり組みが加速していくと考える。

46	女	団体として提出	107	第12分野 1 持続可能な開発目標や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 (2) 具体的取り組み イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2)について: 現在の案では「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」とある。この件について日本政府は 20 年以上「検討」を続け、基本計画も同じ文言を繰り返している。国連の女性差別撤廃委員会は昨年(2019)の日本審議の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」と指摘し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数が公表されて以来、日本の指数はこの 20 年、0.65 付近を低迷し、改善の傾向が全く見られず、世界ランクはどんどん下がりに続けている現実の中で、「女子差別撤廃条約の積極的遵守」を具現するためには選択議定書の批准が不可欠である。したがって、(2)の選択議定書に関する記述を、「早期締結について真剣な検討を進める。」ではなく、「早期締結する。」と修正するよう強く要望する。
47	男	50代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「早期に締結する」とすべきです。
48	女	70代	-	国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための重要な国際基準であり、日本は1985年に批准している。女性差別撤廃条約の締結国189か国中115か国が選択議定書を批准しているにも関わらず日本はいまだに批准していないため、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することができない。国は、第5次男女共同参画基本法において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としているが、すでに20年余り「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されない。女性差別撤廃委員会は、これまで日本政府に対して選択議定書の批准を繰り返し求めてきました。ジェンダーギャップ指数も2025年は148か国中118位で、意思決定の場に女性が少ない、性別役割分担意識がいまだに根強いなど、差別的状況を変えるためにも、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めることを書いてほしい。
49	女	50代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきです。
50	答えたくない	60代	-	男女共同参画は日本だけの課題ではなく、世界の多くの国で取り組まれている共通のテーマです。日本もすでに女性差別撤廃条約など国際的な約束に参加している以上、その内容を基本計画にもっとはつきりと反映させてほしいと思います。今の素案では、日本独自の努力を重視する姿勢は見えますが、国際的な基準を積極的に取り入れようとする意欲は十分に伝わってきません。国際的なルールや仕組みを取り込むことは、単に「外から言われているから従う」ということではなく、国内の制度や権利を強くし、安心して暮らせる社会につながります。たとえば国連の個人通報制度(CEDAW選択議定書)は「検討」とされていますが、もっと前向きに進めるべきです。市民が直接国際機関に訴えられる道があれば、日本の制度で救えない人の声もきちんと扱うことができます。日本独自の工夫とともに、世界で広く認められている基準を土台にしたほうが、この計画自体の信頼性が高まり、国際社会からも評価されますし、国内の人々も安心できると思います。

51	女	70代	1	2024年10月に、第6回目にあたる女性差別撤廃委員会の日本審査があり、総括所見が出されました。今回の第六次計画では、同総括所見が勧告した内容を可能なかぎり実現するために何をするかが問われていると考えますが、「素案」にはその部分がほとんどありません。同じ内閣府の管轄である「障害者基本計画」では、障害者権利条約や障害者権利委員会からの総括所見に言及されています。それにくらべて男女共同参画基本計画では、条約が軽視されていると感じます。ぜひ女性差別撤廃条約と総括所見について、言及してください。
52	男	50代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきです。
53	女	60代	110	「女子差別撤廃条約の積極的遵守」に触れながら、昨年度受けた勧告に関する改善点が具体的に記述されていないのはなぜか？ 国際社会で責任を果たすのであれば、まず、自国の大きな課題の解決が先決ではないのか。例を挙げれば「選択的夫婦別姓」は早期に解決される課題。しかし今回、本文中に一切の記述が無い。 いくつかのキーワードを見ても、むしろ第5次より全体的に後退している。
54	答えたくない	30代	-	既に提出済みですが追記内容がありましたので、3番を追加し再度提出いたします。お手数おかけしますがよろしくお願いします。 1. 「SOGIESC」に基づく暴力や差別の対策を明記【提出済】 2. 「フェミサイド」や「ヘイトスピーチ」対策の明記【提出済】 3. 国連専門家らによる声明（8月28日付け）を参照した政策立案【新規】 8月28日に国連専門家ら47人（性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家や女性と女兒に対する差別に関する作業部会正副議長など）は共同で「国連特別手続きマンデート保持者による共同声明」を発表しました。「ジェンダーに基づく差別は、セックスに基づく差別と並行して対処されなければならない」とした上で「我々は各国、国連機関、企業、その他すべての関係者に対し、ジェンダー平等への取り組みを再確認するよう呼びかける。専門家らは、国際法、政策、実践にジェンダーを継続的に組み込むよう強く求める」と要求しています。
55	女	50代	-	国内人権機構について 2024年10月の女性差別撤廃委員会最終見解 パラグラフ21および22において、次のように指摘されている。 国内人権機構 21. 委員会は、人権委員会の設置に関する法案が2012年以降保留されており、独立した国内人権機構の設置に向けた期限が設定されていないことに、懸念をもって留意する。 22. 委員会は、締約国が、人権の促進及び保護のための国内人権機構の地位に関する原則（パリ原則）に従って、明確な期限内に独立した国内人権機構を設置し、当該機構の権限が女性の権利とジェンダー平等を含むこと、及び、その権限を効果的かつ独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的、財源的資源が当該機構に提供されることを確保するという前回勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ15）を改めて繰り返す。委員会はさらに、締約国が、この点に関して国連人権高等弁務官事務所の助言及び技術的支援を求めるよう勧告する。 日本の女性差別及びジェンダー不平等が解決されない一因に、政府から独立した国内人権機構がないことがある。現在、差別の問題解決を求める手段は裁判であるが、個別に費用や時間や労力が必要で、だれもがアクセスできるわけではない。誰もがいつでも救済を求めることができる、政府から独立した国内人権機関を早急に設立することを盛り込むべきである。

56	女	70代	9	意見募集の期間が短すぎる 国連女性差別撤廃委員会勧告について具体的にふれていない WEFがまとめた2025「ジェンダーギャップ報告書」によると、日本は「改善のスピードが遅い国」として分類されている。20年近くにわたって達成率がほぼ伸びていない現状を打破できる内容になっていないと考える 選択的夫婦別姓について触れていない
57	女	50代	8	この項目では女性差別撤廃条約にまったく触れられていないのは問題である。次のような文章を盛り込むべきである。 女子差別撤廃委員会第89会期（於：ジュネーブ国連欧州本部）において、日本政府の第9回報告が審査され、その最終見解において具体的な課題とその解決の方向性が明確にされた。第6次基本計画では可能な限りその項目を盛り込み課題解決をめざす。特に、2年以内に進捗報告を求められている次の4項目には必ず答えるものとする。 12(a) 女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する。 24(a) 女性が国会議員に立候補するために必要な300万円の供託金を、この意思決定機関における女性の平等な代表性を促進するための暫定的特別措置として削減する。 42(a) 16歳と17歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女兒に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。 42(c) 締約国が2023年に経口中絶薬を承認したにもかかわらず、そのような薬を提供しているクリニックはほとんどなく、また提供している場合でも外科的中絶と同程度の法外な費用がかかること。
58	団体として提出	団体として提出	-	日本のジェンダー平等が世界の歩みに大きく後れをとっているのは女性差別撤廃条約の多くは締約国が女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、国内の制度政策を見直し、改革を進めている現状に比べ日本の対応があまりにも遅すぎるからです。その典型は、選択議定書の未批准です。早期に締結することが求められており、私たちも強く求めます
59	女	50代	110	(2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。 上の記述は過去何度も繰り返されているが実践されていない。「真剣な検討」というのは批准のデッドラインを決め、そこまでのスケジュールを示して必要な準備を進めていくことであり、それをせずに新入職員への説明の場としているのは、国民を欺くことである。第6次基本計画において、今度こそ本当に選択議定書の批准を具体的に進めるべきである。

60	団体として提出	団体として提出	-	基本認識 素案には、「女子差別撤廃委員会対日審査や」と記載されているが、「女子差別撤廃委員会対日審査、総括所見に真摯に向き合い、その実現のために施策の遂行や法制度の見直しを行う。」と加筆すべきである。 「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項 1 男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」としか記載されていない。第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、「国会に対して積極的な取組を要請する」ことを加筆すること。 2 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、女性差別撤廃条約選択議定書批准は「早期に批准する。」とすること。 国連で選択議定書が採択された1999年から26年間、日本政府は批准の検討を続け、男女共同参画基本計画も「真剣な検討を進める」と同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度である。女性差別撤廃委員会は先の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。 3 女性差別撤廃条約の周知度を高めることを明記し、目標値として少なくとも50%を設定すべきである 4 差別待遇条約（111号）、パート労働条約（175号）、母性保護条約（183号）、家事労働者条約（189号）、暴力とハラスメント条約（190号）の批准に向けた計画を示すこと。 5 「慰安婦」被害は旧日本軍による「紛争下の性的暴力」であり、その人権回復を行わないことによる人権侵害は現在も続いている。日本政府は「慰安婦」への人権侵害の事実を認め、政府の責任を明確にした公的謝罪、被害者本位の補償、教科書への記載により、すべての関係国の被害女性の人権回復を行うこと。
61	女	40代	110	イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきです。
62	女	30代	109	ジェンダー平等はいいが、肝心なのは身体の性が差別されるものとして土台にあり、そこを解決しないかぎりジェンダー（社会的な性や性的役割を含有する概念）の問題は解決できない。そこを混ぜると深刻な差別を生み出すことに繋がる。
63	男	30代	110	国際的協調は大切だが、他国の王族に関することを国際会議で否定するのはおかしいと思います。 それぞれの文化と伝統を重んじるのが真の国際協調であると考えます。 世界で一番古い王朝を維持している天皇家は日本人として誇りに思っていますし、世界に誇るべき文化です。そのことをもっと多くの人に知ってもらいたいです。

64	団体として提出	団体として提出	-	(1) 国会の関与を求める記述を加える。 女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告総括所見」（2024年10月30日）では、条約の完全な履行に向けた立法権の重要性が強調されており、「国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本条約の実施に関して必要な措置を採るよう促す。」と勧告されている（第8パラグラフ）。しかし、「素案」第12分野（2）「具体的取組」の「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」では、男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」と記載されているのみで、国会への働きかけについては触れられていない。したがって、当該箇所「国会に対しても積極的な取組を要請する」旨を加筆すべきである。 (2) 選択議定書の批准については、「真剣な検討を進める」との表現では不十分であり、「早期に締結する。」と明記すべきである。条約の実効性を高めるためには、選択議定書の批准が不可欠であることを明確に示す必要がある。 (3) 女性差別撤廃条約の周知度向上についても、具体的な施策として明記すべきである。特に、周知の目標値として少なくとも50%を設定することで、政策の実効性と進捗管理が可能となる。
65	団体として提出	団体として提出	109	女子差別撤廃条約の選択議定書について ・ 女子差別撤廃条約の早期締結を求める。
66	女	80代以上	110	基本認識の3番目に、女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領にそった4取り組みをユ読めると書かれているにもかかわらず、具体的な取り組みの所では、「女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について、真剣な検討を進める」という弱腰の表現にとどまっており。許せない。政府に対し、早期締結を求めるとすべきである。また、夫婦同氏の強制を辞め、選択的夫婦別姓制度を早期に導入すべきであると主張すべきではないか。

67	団体として提出	団体として提出	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 冒頭に次の一文を加えることを提案する。 『日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。』 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 (1)冒頭では、概括的な記述がなされているが、現状分析の視点や基軸が不明確である。ジェンダー平等の視点を明確にした上で、現状認識を示すべきである。 (2)「男女共同参画は徐々に進んでいるが、まだ遅れている部分もある」という趣旨の表現が随所に見受けられる。遅れの原因として、固定的性別役割分担意識の残存や、アンコンシャス・バイアスといった国民の意識の問題が挙げられているが、この認識は適切とは言えない。日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にこそあるのであり、意識の変化が制度改革を先導するものではない。 (3)社会構造の変化については詳細に述べられているが、格差や差別、貧困の拡大により、中間層が解体され、「身分的差別」とも言いうる階層間の分断が進行しているという深刻な現状が十分に捉えられていない。これらの問題は、社会的な暴力の温床ともなっており、より踏み込んだ分析が必要である。現状では、項目の羅列に留まっており、構造的な理解に欠ける印象を受ける。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記されている。このような先例を踏まえ、第1部「基本的な方針」にも、女性差別撤廃委員会による勧告（2024）を尊重する旨を明記すべきである。
68	女	50代	1	女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう要望します。 日本のジェンダー平等を世界基準にしてください。
69	男	40代	1	現計画に記載されている「ジェンダーギャップ指数」への言及がありませんが必要ではないでしょうか？ 現計画では、課題の可視化として、概要の冒頭に大きくスペースを取って掲載されましたが、長期に渡っている取組であり、改善／横ばい／悪化のいずれにせよ、外国と比較しての客観的な評価の遷移として、しっかりと記載し、それも考慮しての計画であると明示されるべきかと思います。
70	女	60代	110	記載が第3次計画以降ほぼ変わっておらず、女性差別撤廃の観点から、早期に締結するとの文言に修正してください。よろしくお願いします。

71	男	30代	110	国連女子差別撤廃委員会では昨年、日本政府に対し男系男子孫が継承すると定める皇室典範について、男女平等を保障する必要があるとの観点から改正するよう勧告がなされましたが、この勧告は、126代すべて男系である万世一系の皇室の伝統を著しく干渉する内容であり、政府有識者会議のヒアリングにおいても過半数以上が男系支持している。その中で今年1月に政府は「皇位につく資格は基本的人権に含まれていないことから、皇位継承の資格が男系男子に限定されていることは、女子に対する差別には該当しない。皇位継承のあり方は国家の基本に関わる事項で、委員会で皇室典範を取り上げることは適当ではない」と表明した上で、委員会の勧告に対応された点は一定の評価ができるかと思います。 しかし国内においても一定の女性天皇を容認される方がいることも事実であり、政府へは皇室典範第1条に明記される「皇統に属する男系の男子」を確保するため、旧宮家の男系男子を養子にお迎えする等の速やかな法整備が望まれます。
72	女	70代	-	第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 基本認識 素案には、「女子差別撤廃委員会対日審査や」と記載されているが、「女子差別撤廃委員会対日審査、総括所見に真摯に向き合い、その実現のために施策の遂行や法制度の見直しを行う。」と加筆すべきである。 「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項 ・男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」としか記載されていない。第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、「国会に対して積極的な取組を要請する」ことを加筆すること。 ・第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、「女性差別撤廃条約選択議定書批准は早期に批准する。」とすること。 国連で選択議定書が採択された1999年から26年間、日本政府は批准の検討を続け、男女共同参画基本計画も「真剣な検討を進める」と同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度である。女性差別撤廃委員会は先の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。 ・女性差別撤廃条約の周知度を高めることを明記し、目標値として少なくとも50%を設定すべきである ・「慰安婦」被害は旧日本軍による「紛争下の性的暴力」であり、その人権回復を行わないことによる人権侵害は現在も続いている。日本政府は「慰安婦」への人権侵害の事実を認め、政府の責任を明確にした公的謝罪、被害者本位の補償、教科書への記載により、すべての関係国の被害女性の人権回復を行うこと。

73	男	60代	110	素案では、「（２）具体的な取り組み」の「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の「項目１」で、「女子差別撤廃条約第９回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。」と記述されている。 ところが、実際の第９回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解では、前回の報告での勧告に対しなんら取り組みが行われていないこととないこと（夫婦に同じ氏を使用することを求め、事実上、女性に夫の氏をしばしば強いることとなる民法第750条を改正する措置がとられていないこと）への懸念を示し、改めて「女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する。」という強い勧告を行なっている。 この勧告に対して、条例締約国としての義務を果たす上で、「各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。」などという具体性を欠く、曖昧な表現ではなく、明確に「必要な法改正に向けた各府省における対応の報告を求め、法改正の実施を政府に対して要請する。」という表現に修正すべきであると考えます。
74	団体として提出	団体として提出	110	（２）具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 2 女性差別撤廃条約選択議定書については、 「真剣な検討を進める」ではなく、 「早期に締結する」とすることを求めます。 その理由： イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 2 では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」という短い文があるのみである。この文言は、第５次基本計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」とされており、これとほとんど変わっていない。 国連で選択議定書が採択されてからすでに26年。選択議定書に規定されている「個人通報制度」は、個人が通報し救済を求められる、女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度であり、「調査制度」は、侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度である。この二つの制度によって、女性差別撤廃条約が本当の意味で実現するのである。 昨年のCEDAW日本報告審議（2024年10月）での政府報告では、その間に「２３回の研究会を開き検討している」と述べているが、批准に向けて何が障害なのかも明らかにされず「検討中」と言い続けている現状は、国際社会の常識からも理解を得られるものではない。 2024年10月に発表された女性差別撤廃委員会の「総括所見」は、日本が「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。 日本のジェンダー平等が世界の歩みに大きく遅れをとっているのは、女性差別撤廃条約の多くの締約国が選択議定書を批准し（116か国）、女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、国内の制度・政策の改革をすすめている現状に比べ、日本の対応があまりに遅すぎるため、その典型が選択議定書の未批准である。 女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。

75	男	60代	-	基本計画を女性差別撤廃条約委員会の総括所見での日本政府への勧告を早期に実現する内容に第2部第12分野の「基本認識」に、「国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を適切に反映」、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」とあります。 それを踏まえ、以下を要望します。 1) 女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本に対する「総括所見2024」を国民、国会、司法、政府内に周知することを計画に記載すること 2) 第12分野（2）具体的取組 イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等 2、女子差別撤廃条約の選択議定書について真剣な検討を進める、との記載を、選択議定書について早期に締結する、と修正すること 3) 独立した国内人権機関を早期に設立する、と明記すること * CEDAWの「総括所見2024」において、『締約国が明確な期限を定めて、「人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則」（1993年12月20日国連総会決議48/134に附属する「パリ原則」）に則り、独立した国内人権機関を設立し、その権限が女性の権利とジェンダー平等を網羅することを確保し、その権限を効果的に、独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的および財政的資源を提供するという前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 15）を繰り返す。』との勧告の早期実現
76	男	50代	-	男女共同参画の推進に反対、そして即時廃止を強く要請します。 国連主導による国際的協調の実態について我が国の主流メディアは全く伝えませんが、残念ながら参加国に対して大きな社会問題を併発・続発しており、その悪影響は我が国日本にも及んでいます。見ての通り、女性の職場活躍が過度に推進されていることで先進国各国から日本においては少子化が止まらず増えるばかりで人口も毎年減少、その間、減った人口をなぜか人口が多い途上国から移住させる固有の文化と秩序を無視した破壊的工作事業が強行され段階的に外国人犯罪が拡大、文化と宗教摩擦も必然的に拡大した移民問題となり、各国の治安は確実に悪化、同文化も段階的に変質化され、家族社会と教育現場においても様々な負の連鎖が日々大規模に続発中です。 ですが、アメリカではトランプ政権、ヨーロッパではハンガリーがいち早く隣接するロシアと同じように過度な多様化がむしろ自国民を排外排除している実態を把握し、国連やEUが推進する男女共同参画的政策や移民政策をいち早く廃止にしました。人手不足においても、切実に労働力を必要としている企業には国債増発により給付型の補助金、粗利補償などで支援を継続の上、設備投資と同時に自国民労働層への抜本的な賃上げ実行で、労働人口を見事に活性化させています。 日本も実態は国益を弱め、我々国民である日本人を包括的に貧困へ追い込んでいる国連を崇拝するのではなく、同組織からは速やかに脱退し、原点回帰に立ち返り、自国通貨発行による大幅な経済是正を実現させ全てのインフラを自国で管理、中小企業と全国民への抜本的な減税と子持ち世帯への給付支援拡充、主婦活を優先した経済政策の即時実行が不可欠です。

77	女	60代	110	(2) 具体的な取組 イ について 「同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告する」の部分について、 「適切な時期に」ではなく「2026年までに」と期限を切ってください。 また、「進捗状況」ではなく「改善状況」とし、その期限内に法改正をしてください。 同勧告中のフォローアップ事項のうち4点については、2年以内に実施した措置に関する情報提供が求められています。 特に、期限までに選択的夫婦別姓の実現をしてから報告してください。実現するまで婚姻を待っている人、旧姓使用の運用に困難を極めている人が多数います。 条約は、国内法より優先されます。国連加盟国でありながら勧告を軽視すると国際的な信用が失墜してしまいます。
78	女	70代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等で、(2)女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める、と述べるにとどまっている。これでは、これまでの取り組みと変わらず、いつ実現するかはなはだ心もとない。第6次男女共同参画基本計画では、締結時期を明示し、例えば2～3年以内とし、そのために不退転の決意で取り組んでいただきたい。
79	団体として提出	団体として提出	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守 (2) 女性差別撤廃条約の選択議定書については、「早期締結について真剣な検討を進める。」ではなく、「早期に締結する。」とする。 選択議定書の批准国は本年7月、エストニアが参加し締約国189カ国中116カ国となった。個人通報制度は25年間で234件の通報を受け付け、そのうち58件で条約違反を認定するなど、条約の実効性確保に貢献している。 日本は、1985年に条約を批准して以来、今年で40周年を迎えるが、条約を裁判基準として勝訴した判例はなく、条約の実効性を欠いていると言わざるを得ない。 昨年10月に行われた女性差別撤廃委員会の日本政府報告審議と総括所見発表を機に選択議定書批准を求める市民と、それに応える地方議会の動きが加速し、1年間で100を超える議会が意見書を採択し、全国で385議会に到達した。その殆どが全会一致での採択で、都道府県では高知、島根、宮城、徳島、富山、大阪、岩手、埼玉、三重、滋賀、長野、奈良、京都の13に上る。 政府は「真剣な検討をする」としながら23回の研究会を行ったと言い、昨年の日本報告審議でも「注目すべき制度であり、研究を続けている」と回答。女性差別撤廃委員会は「選択議定書批准の検討に時間をかけ過ぎているのは遺憾」と懸念し、「批准に対するいかなる障害に速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。 <男女差別裁判が最高裁で棄却> 2015年3月、中国電力の男女賃金差別裁判が最高裁で棄却され、高裁での原告全面敗訴の判決が確定した。判決は、昇格・賃金での格差を認定し、統計学の専門家は意見書で統計的に分析し、「格差は到底偶然的なものとはいえず、著しい男女の格付け格差及び賃金格差が存在している」と証言したが、最高裁で棄却。 東和工業コース別男女差別裁判では、差別的な企業の主張を丸のみにして、職能給部分の男女差別を認めなかった。裁判所は、職務の評価を怠ったうえに、「企業の裁量」を理由に、ジェンダー・バイアスに踏み込まず、2018年5月、最高裁で棄却。 原告らはいずれも長年勤務した正社員で、企業による人権と人格を無視した女性差別の解決を願い、長年の裁判を余儀なくされたが、最高裁棄却で大きな衝撃を受けた。この状況を脱却し、真のジェンダー平等社会を実現するには、選択議定書による個人通報制度以外にない。

80	団体として提出	団体として提出	110	II. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 1. 持続可能な開発目標（SDGs）や女性差別撤廃委員会など国連機関等との協調 (2) 具体的取組 イ 女性差別撤廃条約の積極的遵守等 (P110) 1) 女性差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。 意見：第9回政府報告総括所見に含まれる懸念および勧告に対する各府省の対応方針が出そろえば、すべて公開するべきである。この総括所見は委員会と政府の建設的対話などを通して作成されたものであるが、そのプロセスにおける市民社会組織からの情報提供や意見表明もそのアウトプットをもたらした一翼を担った。さらにこれら勧告の実施は、政府だけが責任を負って行うものではなく、これら市民社会組織との協議や協力も重要な鍵を握る。その点からも、各府省の対応方針は公開されるべきである。
81	男	50代	101	原則として、変える必要はありません。
82	団体として提出	団体として提出	-	女子差別撤廃条約が保障されている権利が侵害されたとき、CEDAW（女性差別撤廃委員会）に通報して救済を申し立てることができる個人通報制度と、調査制度の二つの制度は、国が選択議定書を批准しないと利用できない。ひとりひとりの女性が抱えている問題を解決するためには、批准が必須であるが、国が批准しないことによって、国内のジェンダー平等が進まない。本気度が問われている。ほとんどの国がすでに批准している。「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と明記すべきである。
83	女	80代以上	110	p. 110 第12分野 国際的な協調及び貢献 ◆「1. 国連機関等との協調（2）具体的な取組 イ女性差別撤廃条約の積極的遵守等（1）」の前に、「第4次男女共同参画基本計画 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 1 ア 女性差別撤廃条約の積極的遵守(1)情報提供 (2)NGOとの連携 (3)政府職員への研修」を入れ、「素案の(4)に「同条約の積極的遵守の観点から」の文言を挿入する。 【理由】第4次計画にある「女性差別撤廃条約の遵守」の項の大切な観点が、第6次計画素案に欠けているため。 ◆p. 110 第12分野 国際的な協調及び貢献 「1. 国連機関等との協調（2）具体的な取組 イ女性差別撤廃条約の積極的遵守等（2）を「女性差別撤廃条約の選択議定書を早期に締結する。」とする。 【理由】総括所見で、女性差別撤廃委員会は、批准の検討に時間をかけすぎていることを遺憾とし、批准に対する障害に速やかに対処することを求めており、国内でも、選択議定書の早期批准を求める地方議会の意見書採択が385議会に達していることから、「早期締結」を強く求める。

84	女	40代	110	(2) 具体的取組イ「女子差別撤廃条約の積極的遵守等1」において、女子差別撤廃委員会からの勧告に対する対応として、選択的夫婦別姓制度の導入に積極的に取り組む旨を明記してください。 【理由】 2024年、日本政府は女子差別撤廃委員会より、選択的夫婦別姓制度の導入に関して過去の勧告に何ら実質的な対応をしていないと厳しく指摘され、早期導入を強く求める勧告を受けました。これは同制度に関する4度目の勧告であり、過去最も強い表現が用いられたものです。女子差別撤廃条約は、日本が批准した国際人権条約であり、国内法制度の整備を通じて女性差別の撤廃を図る義務があります。選択的夫婦別姓制度は、個人の尊厳と平等な権利を保障するための重要な制度であり、国際的にもその導入は強く求められています。現行の夫婦同姓制度は、特に女性に対して改姓を強いる傾向が強く、職業的信用の毀損やアイデンティティの喪失など、深刻な影響を及ぼしています。条約の遵守を掲げるのであれば、勧告に対して具体的かつ前向きで誠実な対応を明記することが不可欠です。よって、「選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法制度整備を含め、勧告に基づく具体的な取組を推進する」と明記すべきです。
85	女	40代	-	第2部「政策篇」 第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」について (1) 国会の関与を求める記述を加えてください。 女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告総括所見」（2024年10月30日）は、条約の完全な履行のための立法権の役割を指摘し、「国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本条約の実施に関して必要な措置を採るよう促す。」と勧告している（第8パラグラフ）。 しかし「素案」の第12分野の(2)「具体的取組」の「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」は、男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」としか書いていない。 ここに、「国会に対して、国内でより条約が機能するように、国会において法律を制定するよう、積極的な取組を要請する」ことを加筆すべきである。

86	女	60代	109	女性差別撤廃条約委員会の総括所見での日本政府への勧告を早期に実現する内容として、第2部第12分野の「基本認識」に、「国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を適切に反映」、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」とあります。 それを踏まえ、以下を要望します。 1) 女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本に対する「総括所見2024」を国民、国会、司法、政府内に周知することを計画に記載すること 2) 第12分野（2）具体的取組 イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書について真剣な検討を進める、との記載を、選択議定書について早期に締結する、と修正すること 3) 独立した国内人権機関を早期に設立する、と明記すること * CEDAWの「総括所見2024」において、『締約国が明確な期限を定めて、「人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則」（1993年12月20日国連総会決議48/134に附属する「パリ原則」）に則り、独立した国内人権機関を設立し、その権限が女性の権利とジェンダー平等を網羅することを確保し、その権限を効果的に、独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的および財政的資源を提供するという前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 15）を繰り返す。』との勧告の早期実現 4) 選択議定書の早期締結、国内人権機関の早期設立以外でも、CEDAWの「総括所見2024」で掲げられている勧告項目すべてについて、早期実現に向けた計画内容とすること。とりわけ、「総括所見2024」において掲げられているフォローアップ4項目12(a)、24(a)、42(a)、42(c)について、その早期実現に向けた具体的な目標と計画を明記すること。
87	男	50代	110	「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」との関係では、「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」において、女性差別撤廃委員会が日本に対して行なった勧告への対応について述べられていますが、条約の積極的遵守のためには同委員会が採択してきた一般的勧告を参照することも不可欠であり、その旨を明記してください。 また、(3) では男女共同参画に関連の深い未締結の条約について批准を検討する旨が述べられていますが、ILO条約のみならず、欧州評議会の関連条約（とくにイスタンブール条約とランサローテ条約）にも明示的に言及してください。
88	男	50代	110	(2) イ(2)において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」としていますが、個人通報制度と調査制度を持つ選択議定書を締結しないことは、女性差別撤廃条約の内容について強力に進めることができません。しかも、選択議定書の発効から26年にもなり、この間地方議会でも選択議定書の批准を求める意見書が多数可決されてきているのですから、「真剣な検討を進める」とお茶を濁すのではなく、「すみやかに締結する」と書き込んでください。
89	女	60代	110	意見 「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とあるが、選択議定書の批准については、「真剣な検討を進める」との表現では不十分であり、「早期に締結する。」と明記すべきである。また、女性差別撤廃条約の周知度向上についても、具体的な施策として明記すべきである。 理由 条約の実効性を高めるためには、選択議定書の批准が不可欠であることを明確に示す必要がある。また、周知の目標値として少なくとも50%を設定することで、政策の実効性と進捗管理が可能となる。

90	女	70代	-	選択議定書批准は、「真剣な検討を進める」ではなく、「早期締結する。」とすること。日本政府は25年間これを検討し続け、男女共同参画基本計画も同じ文言を繰り返している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化する為には選択議定書の批准が不可欠で、選択議定書の批准に関する記述を「早期締結について検討を進める」ではなく、「早期締結する。」と修正されるよう強く要望する。
91	団体として提出	団体として提出	-	第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 第5次計画と同様、「ジェンダー平等・開発・平和」にかかわる分野が「国際的な協調及び貢献」にとどまり、日本の課題になっていないのは問題である。 「基本認識」で「女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守」としているが、日本は締約国として条約の実施義務を負っており、勧告を全面的に実施する姿勢を明確にすべきである。 第5次計画との大きな違いは、国際的なリーダーシップの発揮の具体的なとりくみとして、「WPSの理念を踏まえた女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応」を打ち出したことである。女性差別撤廃委員会の総括所見では、WPS（女性、平和、安全保障）の項で沖縄の米軍駐留への懸念が示され、米兵による性暴力の防止、加害者処罰と被害者保護が勧告された。他国の紛争下の性暴力への対応にとどまらず、国内の問題としてとりくむ課題である。 ◇第12分野のタイトルは「国際規範の遵守と「ジェンダー平等・開発・平和」の推進」とすること。 ◇「基本認識」に、唯一の戦争被爆国であり戦争放棄をうたう憲法を持つ国として、「国連憲章、日本国憲法の平和原則に立ち、紛争や戦争の防止、核兵器禁止条約に参加し廃絶と完全軍縮へ国際社会でイニシアチブをとる」ことを明記すること。 ◇増大する軍事費をSDGs達成に振り分けるべきとした国連の報告書を受け、軍事費削減を明記すること。 ◇女性差別撤廃条約と女性差別撤廃委員会の勧告の周知度を高め、勧告の実施に向けたとりくみを政府だけでなく国会にも要請すること。勧告され続けている女性差別撤廃条約選択議定書は「早期に批准する」こと。 ◇勧告を真摯に受け止め、沖縄の米兵による性暴力を根絶し、日本軍「慰安婦」問題についても事実認定、公式の謝罪と賠償、教科書への記述を含め再発防止など被害女性が受け入れられる解決を急ぎ、尊厳と人権を回復すること。
92	その他	50代	110	素案には「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書について、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されていますが、この表現では不十分です。「選択議定書を早期に締結する」と明記すべきです。また、条約の周知に関しても具体的な数値目標を設定し、施策として明確に位置づけるべきです。 条約の実効性を担保するためには、選択議定書の批准が欠かせません。また、国内における認知度が低いままでは、条約の意義が十分に浸透しません。例えば周知度を「50%以上」とする数値目標を設定すれば、政策の効果測定と進捗管理が可能となり、実効性のある推進が期待できましょう。
93	男	30代	-	国連女性差別撤廃委員会から日本政府へ出された勧告を即時にでも実施できるように取り組みをお願いします。 様々な職種、賃金、学問などの項目を見れば、女性が差別を受けており、人権侵害していることは鮮明です。 勧告の内容を実施することで、男女の不平等がなくなり、女性にとっても幸せな社会となる鍵となります。
94	女	70代	-	女子差別撤廃条約選択議定書の批准を早急に取り組むべき。

95	答えたくない	70代	110	25年前から、「早期締結について真剣な検討を進める」とある『女子差別撤廃条約の選択議定書』については、すぐに締結をするように強く要望します。何が問題・課題かも明らかにされずに、25年間も締結されないのは、真剣な討議がなされてこなかったとしか思えません。
96	女	50代	110	「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とあるが、選択議定書の批准については、「真剣な検討を進める」との表現では不十分であり、「早期に締結する。」と明記すべきである。また、女性差別撤廃条約の周知度向上についても、具体的な施策として明記すべきである。 理由 条約の実効性を高めるためには、選択議定書の批准が不可欠であることを明確に示す必要がある。また、周知の目標値として少なくとも50%を設定することで、政策の実効性と進捗管理が可能となる。
97	女	50代	110	2) 「具体的取組」の「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の(2)「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」との記述を「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する。」と修正してほしい。 ○女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を確保するために採択された条約であり、選択議定書を批准しないことには、女性差別撤廃条約を実現するつもりがないと国際社会に表明しているのと同じこと。日本のジェンダー平等が世界の歩みに大きく遅れをとっているのは、女性差別撤廃条約の多くの締約国が女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、国内の制度政策を見直し改革をすすめている現状に比べ、日本の対応があまりに遅すぎるためであり、その典型は選択議定書の未批准である。 ○2024年10月に発表された女性差別撤廃委員会の「総括所見」は、日本が「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。男女共同参画基本計画においても第3次から第5次まで「早期締結にむけて真剣に検討する」との同じ記述が繰り返されており、政府の怠慢を追認するものとなっている。第6次基本計画に同じ記述をさらに繰り返さないでほしい。 ○女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める地方議会の意見書は、13の府県議会を含めて、北海道から沖縄まで382議会で採択されている。また、毎年の通常国会には、10万筆を超える「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める」請願を提出している。地方議会の意見書採択は引き続き進められていくことは目に見えている。それに応えることは政府と国会の責務である。選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、これらを取り除き、早期締結を実現するべきである。
98	女	70代	110	イ 2 「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討をすすめる」となっている」という記述を、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきである。 女性差別撤廃委員会の勧告にもあるように、国連で選択議定書が採択されてすでに26年たっている。あまりにも日本の対応は遅く、ジェンダー平等が世界から取り残されている原因にもなっている。多くの地方議会からの意見書も採択されている。早期締結とすべき。

99	女	70代	110	第12分野 1 持続可能な開発目標や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 (2) 具体的取り組み イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2)について： 現在の案では「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」とある。この件について日本政府は 20 年以上「検討」を続け、基本計画も同じ文言を繰り返している。国連の女性差別撤廃委員会は昨年日本審議の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」と指摘し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。 世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数が公表されて以来、日本の指数はこの 20 年、0.65 付近を低迷し、改善の傾向が全く見られず、世界ランクはどんどん下がり続けている現実の中で、「女子差別撤廃条約の積極的遵守」を具現するためには選択議定書の批准が不可欠である。 したがって、(2)の選択議定書に関する記述を、「早期締結について真剣な検討を進める。」ではなく、「早期締結する。」と修正するよう強く要望する。
100	その他	30代	-	第12分野では、国際規範やコミットメントを国内施策に反映しつつ、国際的にもジェンダー平等を推進する姿勢を明確にしている点を評価します。特に、SDGsやWPS、国際会議におけるリーダーシップ発揮を掲げていることは重要です。 一方で、以下の点を補強すべきです。 1. LGBTQや多様な性を含む国際的議論への参画 日本の国際貢献は「女性と男性」の二元的枠組みに偏りがちですが、国際的にはLGBTQや多様な性の権利保障がジェンダー平等と不可分の課題となっています。国際会議や国連報告において、性的指向・性自認を含む多様性尊重を明確に位置付けてください。 2. 国内制度改革との連動 国際的にジェンダー平等を推進するには、国内での法制度整備が不可欠です。特に、選択的夫婦別姓や同性婚の法制化など、CEDAWや国際人権基準に照らして長年勧告を受けている課題の解決が急務です。国際的信頼を得るためにも、国内制度を国際基準に整合させてください。 3. 市民社会・NPOとの連携強化 国際貢献を進める際、国だけでなく地方自治体や市民社会、NPOが果たす役割は大きいです。とりわけ女性支援団体やLGBTQ団体の国際的ネットワーク参加を後押しし、草の根の声を国際社会に届けられるよう支援してください。 4. 若者と多様な人材育成 国際機関や在外公館への女性登用に加え、LGBTQを含む多様な人材が国際分野で活躍できるよう、留学支援や研修機会を拡充してください。 結び 第12分野における日本の国際的協調と貢献は、国内の制度改革と一体で進めることで説得力を持ちます。LGBTQや多様な人々の権利を含めた包括的なジェンダー平等を国際的に発信し、国内外の政策決定に反映することを強く要望します。
101	女	70代	109	【基本認識】〇の三番目の2行目「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、」の後に「選択議定書を批准し、」を挿入する。
102	女	50代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。 の部分についての意見を、以下述べさせていただきます。 選択議定書については、各自治体から早期締結の要望書が多数提出されています。「今期計画中に速やかに締結する」としてください。国際的なデータで比較しても、男女共同参画社会や男女平等は立ち遅れています。国際条約は速やかに締結することは、グローバル社会にあってあらゆる女性たちの社会活動を保証するために必須と考えます。

103	男	60代	110	昨年の国連勧告については特に皇位継承問題については外務省が不当な内政干渉であると抗議しています よって国連勧告に沿って各府省が取り組み、報告を求める趣旨の記載は削除するのが筋と考えます
104	団体として提出	団体として提出	110	我が国には、我が国の歴史・伝統・文化・信仰に根ざした独自の国柄・国体があり、それはまた他国もそうでありましょう。皇位継承は勿論のこと、女性差別の観点により他国から不要な干渉・勧告を受ける筋合いはありません。こうした日本の国体への干渉には、我が国も我が国の立場や理念を明確にしておかなければなりません。そして、断固としていかなる干渉も勧告にも反対し跳ね返す立場を素案に盛り込む必要があります。 女子差別撤廃委員会が皇位継承に言及したのは、我が国の伝統への不当な干渉です。政府が反論したのは当然であり、素案にも「不当な勧告には断固反論する」姿勢を明記すべきです。 女性差別と皇室の皇位継承は別問題である。そもそも皇室の中で決めることであり、外部が口を出すべきではない。 女性差別撤廃はとても大切であると考えますが、男女平等を皇室に当てはめるのは現在の我々の考えだけで決定するには問題があると考えます。他国にも類を見ない長い歴史のある皇室については、我々の先人たちが歴史と伝統に鑑み、守ってきたものですので、変えてはならないところまで現在のスタンダードに合わせるというのは疑問があります。 自分の家の事を隣近所からとやかく言われたくない。というのは皆さん同じではないでしょうか？皇位継承については、皇室の方々がお考えになりお出しになった事を、肅々と進めればよいと考えます。皆さん、自分自身の事と思って考えれば自ずと答えは出るはず。
105	女	40代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等。(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。 選択議定書批准については、早期締結に向けて、検討よりも一歩進めて「早期締結を行えるよう調整を行う」等の表現に変更し、この第6次計画の期間中に締結できるような目標を示していただきたいです。 基本認識でも「女子差別撤廃条約を遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。」とありますが、是非、原点を大切に進めていただきたいです。 また、都道府県や市町村の計画においても女子差別撤廃条約に沿った計画策定を通達していただきたいです。
106	女	50代	107	>イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 とありますが、「選択的夫婦別氏制度」の導入について、4回もの勧告を受けていますが、全く順守していません。早急の対応が求められます。日本のジェンダー平等は世界でもアジアでも後進国です。グローバルスタンダードに達していない、深刻な女性差別が残っています。その代表格がいまだに選択的夫婦別氏制度を導入していないという課題だと思います。正直、そんな日本が中国など他国の人権侵害に言及する資格はないと思います。先進国に相応しい男女平等を実現するために、政府が積極的に国民に働きかけ、選択的夫婦別氏制度を導入する必要があります。

107	答えたくない	40代	109	「男女共同参画」という言葉にあるように、いまだに日本は「男女二元論」がまかり通り、それ以外のジェンダーの人の存在を見えなくしています。「男女共同参画」から「ジェンダー平等」に名称をあらためてください。
108	女	60代	-	選択議定書を批准してください。このままでは世界の常識は日本の非常識になります。
109	女	40代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (1) 女性差別撤廃委員が指摘したことの実現に努めてほしい。すでに行っているという報告は無意味。 関連して、2025年1月、国連女性差別撤廃委員会に対し、皇位継承を男系男子に限る皇室典範の改正を勧告してきたことを理由に任意拠出金停止を通達し、委員会代表団の訪日を見送った件について、女性差別撤廃委員会で取り上げるべき内容でなかったのなら、そのことに対して抗議するべきで、女性差別撤廃委員会に対して任意拠出金停止などといった報復的な措置で臨むべきではなかった（しかも2005年以降女性差別撤廃委員会に使われていなかったという）。非常に恥ずべき対抗措置、お気持ち表明であったことを認識してほしい。日本人として心底恥ずかしい。 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書について、今計画期間中に締結すべき。
110	女	70代	110	イーまる2女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。となっており、20年以上前から一歩も前進していない。 条約批准国189カ国中、選択議定書は115カ国批准しており、昨年の国連女性差別撤廃委員会でも、厳しい勧告が出された。 また、地方議会から国に対して選択議定書の批准を求める意見書はこの一年で100を超え、累計で382議会に広がっている。ジェンダーギャップ指数が148カ国中118位と低い我が国の現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩にするためにも、選択議定書の早期締結を追求するあらゆる努力を払う。などのように批准を進める取組を求めます。
111	女	70代	110	女子差別撤廃条約選択議定書について 1 (2) イ 2 「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」としている。2025年3月現在、372の地方議会が、選択議定書の早期批准を求める意見書を採択しているにもかかわらず、第3次計画からほとんど変わっていない。(1)の基本的方向に記載されている、「女子差別撤廃条約を遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」ために「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正する必要がある。
112	女	70代	111	1 (2) イ (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については早期締結に向け「真剣な検討を進める」となっているが「早期批准に向けとりくむ」とははっきり方針を出すべき。 選択議定書の批准がされない結果いつまでもジェンダーギャップ指数が低位のままです。政府の本気度が問われています

113	女	60代	110	女子差別撤廃条約の選択議定書の早期批准を求めます。 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）、パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（改正）に関する改正条約（ILO第183号条約）、家事労働者の適切な仕事に関する条約（ILO第189号条約）、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（ILO第190号条約）の早期締結を求めます。 国内人権機関の設置を求めます。
114	男	30代	109～110	1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調施策の基本的方向「女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。」の記述について意見します。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解には、「(c) 25ジェンダーに関する固定観念が引き続き女性に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうること。」という内容が含まれています。これらの勧告を受け入れるならば、日本国内での表現の自由や言論の自由が著しく損なわれてしまう恐れがあります。女子差別撤廃委員会は、十分な科学的根拠を示さず、自身で大規模な調査を実施したわけでもないのに、日本のメディアとコンテンツに対して、偏った視点と悪意を感じさせるような勧告を行う組織です。 よって女子差別撤廃委員会の勧告に従う必要性はありません。 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 「1 女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第10回政府報告を作成し、同委員会に提出する」上記で述べたように女子差別撤廃委員会は問題のある組織なので、勧告についてその内容の根拠を問いただすとともに、科学的根拠やろくな調査もなく出された勧告の内容について徹底的に反論すべきです。 「2女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」この選択議定書に定められた個人通報制度は、女性のみが活用できる性差別的な制度です。男性に個人通報制度によって救済される道がない以上今以上に支援のや救済にリソースが女性に偏ることになります。 また、審査をする女子差別撤廃委員会は前述のように、偏った視点と悪意を持った組織なので、なおさら選択議定書は締結すべきではありません。
115	女	50代	-	第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 イ 女子差別撤廃条約の積極的順守等 ・国連勧告への真摯な対応お願いします。今の対応は非常に残念。
116	男	40代	111	エ 国際機関等との連携・協力推進の部分について 連携や協力だけでなく、これらの組織の動きについて問題があれば、様々な関係組織や関係者が是正や問題提起を行っていく様にすべきと考えます。 国連女性機関は国際的な公的機関の立場で日本国内の民間企業への介入を実施した事は日本政府として男女共同参画基本計画の政策を進める上で影響を受ける。 この様な国際的な問題に対応出来る対策を第6次男女共同参画基本計画に盛り込んでもらいたい。

117	女	60代	110	p110 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2)の部分 素案では、「2 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とある。 【意見】 「2 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早急に批准にする」に修正を要求する。 いつまで検討を続けるのか、国民としては、怒りしか湧かない。条約は、国と国の約束である。約束は守るべきと子供のころから教えられた。政府が約束を守らずして、どのようにして国民と対峙できるのか疑問である。条約は「絵に描いた餅」ではない。2024年10月の「第9次日本政府報告」では、25回に渡り「第5次男女共同参画基本計画に基づき・・・」という答弁があったと記憶している。であるならば、本計画に、その女性差別撤廃条約に関することを増やすべきではないか。加えて「女性差別撤廃条約の遵守」を具体化するためにも選択議定書の批准が不可欠と考える。
118	女	60代	110	「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とあるが、いつまで足踏みしているのか。もはや検討の段階ではない。 「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結を迅速に進める。」としてください。
119	団体として提出	団体として提出	110	110ページ イ(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、いつまでも「真剣な検討を進める」という記述ではなく、 「女子差別撤廃条約については、早期締結について早期に締結する」と修正するべきと考えます。
120	女	60代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等の項目について (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書について 日本国は 早急に批准してください。働く女性が増えて 仕事場や学校で パワハラやセクハラを受けて 鬱病になって自殺すら女性が多く この9月にもニュースになりました。 仕事や学校など 女性の活躍する場で パワハラやセクハラを受け 言うことを聞かないと仕事や作業 学業などで 不利益を受けると脅されたり 給与に差をつけられたらする場合 個人通報制度が とても重要です。1人で悩み 自殺する悲劇は もう我慢できません。 女子差別撤廃条約を積極的遵守ではなく 批准の文字に変えてください。
121	女	60代	-	男女不平等と夫婦同性は全く関係ない点、国際舞台で強調すべきだと思う。戸籍制度なく訴訟ごとの多い海外事情を頭に入れて毅然と主張すべき。

122	女	40代	110	第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 (2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。 意見： 早期締結について真剣な検討を進める。ではなく、早期締結していく。 もしくは、20XXに締結する など具体的な年数に改めてください。 理由： 何年「真剣な検討を進め」たら、締結されるのでしょうか。 本当に真剣に検討しているのでしょうか？ 素案に「選択的夫婦別姓制度の導入」すら記載できないのに、女子差別撤廃条約の積極的遵守をするつもりがあるのでしょうか。 今、この国は海外から来たの低賃金の労働者に支えられている実態がありますが、それ以前より、差別されてきた女性の無償家事労働や出産・子育てにより不当に評価された非正規雇用、低賃金労働に支えられています。いわゆる高度経済成長期にとられた「日本型福祉社会」です。 それは、外国人や女性といった「属性」によって、評価して搾取するシステムです。この「日本型福祉社会」では、先細り社会に未来がありません。脱却するためにも女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結を行ってください。
123	女	50代	110	女性差別の撤廃、ジェンダー平等の達成は、国際基準を取り入れることにより日本の男女、ひとりひとりが安心して住みやすい社会を作ることにつながることを踏まえて、女性差別撤廃条約などの国際規範の国内への採り入れをしっかりと示すべきである。 第4次基本計画に記載のあった「幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。」、「(1) 女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努める。そのため、女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する」という文言を入れてほしい。
124	女	50代	109	選択的夫婦別姓に関連する国連女性差別撤廃委員会からの改善勧告には以下のポイントが含まれていたのだから、そのことについて第12分野でも触れるべきである。そうしないと、国際社会において我が国が協調を拒否しているかのような評価を受けかねない。 ・選択的夫婦別姓を導入せよ ・日本は民法750条の改正のために何一つやってこなかったが、実行のために取った措置を文書で報告せよ

125	女	50代	110	(2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 【修正前】 (1) 女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第10回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 【修正案】 (1) 女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解「女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する」に従い、必要な取り組みを政府に対して要請する。 女性差別撤廃条約第9回政府報告最終見解の内容を明らかにし、実際に働きかけやすいようにする。
126	女	80代以上	-	この度の基本計画の中に選択的夫婦別姓制度への踏み出しが掲載されていません。ジェンダー指数が148カ国中118位では先進国としての地位が揺らぎかねます。 また、女性差別撤廃条約選択議定書の採択を望む地方議会の意見書が382議会に達しています。 特にこの1年間で100を超える自治体が新たに意見書をあげてげていることは、全国的な要望となっていることを示しています 速やかに批准することを求めます。
127	女	50代	110	政府から独立した国内人権機構の設立に向けた文言を入れること。予算をつけて真剣に「人権」にとりくむこと。
128	団体として提出	団体として提出	109	(AFEE15)【基本認識】の【女子差別撤廃委員会对日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める】との記載箇所について意見する。 「ボルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうる」と記載されている。これに対して、日本ではマンガ・アニメ・ゲームなどの文化を通じて、性的少数者や子ども時代の性的虐待サバイバーが自分が受けた偏見や被害についての表現を行っており、作者自身にとっても読者にとっても自己のとらえ直しや被害からの回復の手段となっていることの旨の主張を行っている。同委員会の主張は日本政府の主張と対立することもあり、必ずしもすべての「勧告」を受け入れる旨ではない点を記載する必要がある。
129	その他	40代	110	(2) イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (意見) 2024年の勧告でフォローアップ項目とされた選択的夫婦別姓の実現を記載すべき (理由) 今や日本だけが夫婦同姓を法律で強制している。一方で、日本の戸籍に記載された、日本人と外国人同士の夫婦においては、別姓にすることが可能である。そのため、日本人同士の結婚においては、改姓を避けるため、結婚を諦めたり、戸籍上は結婚しない事実婚とするカップルが増えている。婚外子が非常に少ない日本においては、改正せずに結婚できることは、有効な少子化対策になる。

130	女	60代	110	(2) 具体的取組で(5)「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」が盛り込まれたことを評価します。この積極的順守のためにも、「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」のではなく、「早期に締結する」と断言する必要があります。 2025年9月現在の地方議会における意見書採択は、385議会となりました。くわえて2025年7月現在、選択議定書の締約国が116か国となりました。選択議定書の締結の時期として熟してきており、日本の国際的地位向上のためにも選択議定書の締結はまったなしです。
131	女	30代	110	(2) イ (1)女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、当該勧告において言及されていた選択的夫婦別姓制度の実現について明記してください。 本件について、これまでも繰り返し勧告を受けています。締約国としての義務を果たしてください。
132	女	60代	110	第12分野. 1. 「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」 の下記の記載内容に関して大きな懸念があり、記載の変更を求めます。 「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第10回政府報告を作成し、同委員会に提出する。」という記載につきまして、新聞やテレビで報道されたように、日本政府は、女子差別撤廃委員会（以下、当委員会）に抗議をし、勧告の改正を求めました。 しかしながら、当委員会はこれに応じず、改正のないまま、当勧告が男女共同参画のサイトに掲載されています。抗議内容を反映していない当勧告に対して各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を要請することは、不適切であり、社会に混乱をきたすことになる懸念します。 「各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」という文言を削除し、「当委員会に対して、政府は当勧告の改正を求めたが、その改正がされないままであることから、当勧告に対しての取組は保留とし、参照する際は、慎重に吟味した上での対応が求められる」旨の記載へと変更していただきたいと思います。 当委員会最終見解11. では、我が国の皇位継承に言及した不適切な記載に加え、「夫婦に同じ氏を使用することを求め、事実上、女性に夫の氏をしばしば強いることとなる」という記載も誤認に基づくものです。法律上は妻の姓にも夫の姓にもでき平等であり、女性に改姓を強いる法律ではありません。前向きに改姓を選ぶ女性が多数存在する事実を無視しており、事実誤認の記載になっています。 また、当委員会最終見解の42. で、「16歳と17歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女兒に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。」ことは、女兒の心身を十分保護できない危険を高め、「刑法及び母体保護法を改正して、全ての人工妊娠中絶を合法化及び非犯罪化し」という勧告も、生命軽視に繋がり、大変不適切と感じます。

133	女	70代	109	第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 （2）具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 （2） ●女性差別撤廃条約選択議定書については、「真剣な検討を進める」ではなく、「早期に締結する」とすべきである。 その理由： イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等(2) では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」という短い文があるのみである。この文言は、第5次基本計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」とされており、これとほとんど変わっていない。 国連で選択議定書が採択されてからすでに26年。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度であり、この通報を受け、信頼できる情報であれば、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見・勧告と共に送付する調査制度である。この二つの制度によって、女性差別撤廃条約が本当の意味で実現するのである。 昨年のCEDAW日本報告審議〈2024年10月〉での政府報告では、その間に「23回の研究会を開き検討している」と述べているが、批准に向けて何が障害なのかも明らかにされず「検討中」と言い続けている現状は、国際社会の常識からも理解を得られるものではない。 2024年10月に発表された女性差別撤廃委員会の「総括所見」は、日本が「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。 日本のジェンダー平等が世界の歩みに大きく遅れをとっているのは、女性差別撤廃条約の多くの締約国が選択議定書を批准し（116か国）、女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、国内の制度・政策の改革をすすめている現状に比べ、日本の対応があまりに遅すぎるため、その典型が選択議定書の未批准である。 女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。
-----	---	-----	-----	---

134	女	60代	-	【男女共同参画室の在り方】 ● 基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。 ● 『「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）』を、『「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）』とすること。 ● 市民、特に若者をはじめ現在の社会、政治状況に置いて周縁化されやすい人々の声を反映させる仕組みをより明確化し、実行すること。 【女性差別撤廃委員会との向き合い方 / 選択議定書採択】 ● 2026年に求められているCEDAWへの書面でのフォローアップを確実に行うこと。（第12分野1(2)イ） ● 女性差別撤廃条約・選択議定書批准に向けた着実な前進のため、「真剣な検討を進める」だけでなく、国内法との整合性や、批准した場合の司法の独立への影響を整理する検討会の開催といった、批准のための具体的な準備をはじめること。（第12分野1(2)イ） 【国内人権機構】（第12分野1(2)） ● 政府から独立した国内人権機構の設立検討に向けた文言を明記すること。 ● 国内人権機構設置に向け、国外における事例の調査を行うこと。 理由・背景：法律および憲法によって、差別をしてはいけない規定があるが、現状、罰則がなく実効性に欠けており、人権が十分に保障されていない現状があることを鑑み、行政・司法から独立して人権侵害を訴えられる直接的な場が必要である。また、国内人権機構が実現されれば、CEDAWの対面審査に政府・NGOとともに参加し、客観的な組織として現状を報告することが可能となる。国内人権機構の設置にむけては、まずは国外事例の調査のうえ、行政・司法からの独立のあり方、財源の確保、職員の選出について検討が必要である。
135	女	70代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的順守等 (2)で女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣な検討を進める としているが、すでにその時期は過ぎているといえる。締結に向けて具体的に作業を進める とすべきである。委員からも「批准する」に変更との意見も出ている。尊重すべきである。
136	女	60代	110	・女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、選択議定書の批准を繰り返し勧告している。しかし、2010年以来 毎回同じ「検討を進める」が「真剣に進める」となっただけで具体的な取組が示されていない。選択議定書批准は低い位置にある日本のジェンダー不平等を変える重要な第一歩、早期締結について障壁となっている事項について明確にし、それらを解決していく取り組みを進めること
137	女	50代	110	女性差別撤廃条約選択議定書に批准すること。

138	女	20代	110	(2) 具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 1 女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第10回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 2 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。 上記に、フォローアップ項目となっていた「選択的夫婦別姓制度の実現」について明記してください。 2024年を含めて、日本は国連女性の地位委員会から、選択的夫婦別姓制度を実現すべきと過去に4回勧告を受けています。日本は女性差別撤廃条約を批准しているため、国連女性の地位委員会の勧告に従うべきです。特に、20年以上も前から複数回にわたって同内容の勧告を受けているにもかかわらず、法改正に向けた動きが全くないと判断されている状態は異常ではないでしょうか。 基本認識にある「国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要がある」の文言を実現する第一歩として、選択的夫婦別姓制度の実現を明記してください。
139	女	60代	110	女子差別撤廃条約の選択議定書に関しては、もはや検討を言う時期ではなく、早々に批准すべきであると考えます。積極的遵守を言うなら、当然そうすべきでしょう。なのに検討、検討と言って逃げているのは、要するに守りたくないんだな、という姿勢が透けて見えているようです。 皇室典範についても、明らかに男女平等をうたった憲法に違反しており、指摘を受けるのは当然である。なのでそれをもって拠出金の使途云々というのはあまりに子どもじみた振る舞いであり、日本人としては恥ずかしい事であると感じる。
140	女	50代	110	「イ(2)女子差別撤廃条約の選択議定書」については、第三次計画以降、記載がほぼ変わっておらず、「早期締結について真剣な検討を進める」とされている。国際社会に対し、女性差別撤廃条約を遵守する日本の姿勢を明確に示すため、「女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正すべきだ。
141	団体として提出	団体として提出	109	P109（15行目～）【意見1】基本認識中にある「女子差別撤廃委員会对日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。」について。この認識に添って、「第9次日本政府報告総括所見」における勧告に基づく課題整理と政策提案を行い、本基本計画と総括所見を連動させるべき。 【理由】この基本認識に基づく実践を行う必要があるため。施策の具体的方向にも「さらに、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。」P110（13行目～）とあるため。 P110 【意見2】「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」にある「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」について、「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書を早期締結する。」とする。 【理由】外務省ではこれまで23回にわたり「個人通報制度関係省庁研究会」を重ねており、批准に向けた準備は整っていると考える。少子高齢社会、そして気候危機の本格化時代に入し、課題解決しないまま新たなジェンダー問題が発生し積み重なっている現状を鑑みると、もはや「検討」の時期ではない。喫緊の課題を国民は抱えているため。

142	女	70代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (2)について 2010年以来 毎回同じ「検討を進める」が「真剣に進める」となっただけで具体的な取組が示されていない。選択議定書批准は低い位置にある日本のジェンダー不平等を変えるには最も重要な第一歩である。 従って (2)早期締結にむけての必要な事項について明確にし、2030年までに実現するためのスケジュールを明らかにして取り組みを進める。 にすべき。
143	女	50代	-	女性差別撤廃条約、日本は国際的に立ち遅れている。選択的議定書の批准を急ぎ国に求めジェンダー平等を目指したい。昨年のCEDAWでの勧告がいかされていない。
144	男	40代	-	皇室の皇位継承については、これまでの我が国の歴史や伝統に鑑み国内で話し合われるべきです。
145	団体として提出	団体として提出	-	基本認識では「国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要がある。」と記されているが、女性差別撤廃委員会の長期にわたる選択的夫婦別姓実施の勧告などとても真摯に受け止めているとは思えない。そうであれば旧姓使用の拡大などを掲げたこのような計画にはならないだろう。 日本が国際的な取り組みに貢献するどころか、非常に遅れている現状を基本認識として記載すべきである。
146	女	70代	110	「(1) 施策の基本的方向の○の三番目の2行目「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、」の後に「選択議定書を批准し、」を挿入する。 「(2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 丸数字1」の2行目「対応方針の報告を求め」を「具体的な対応方針の報告を求め」とする。同じく「政府に対して要請」を「政府に対して積極的に要請」とする。「丸数字2」を「女子差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准する。」とする。 国連で選択議定書が採択された1999年から26年間、外務省は個人通報制の検討を続けるのみで、男女共同参画基本計画も「真剣な検討を進める」と同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、「女性差別撤廃条約の実効性を持つための重要な制度である。」等、日本婦人団体連合会や日本母親大会が行う省庁要請のつど外務省は回答している。検討は十分なされた。速やかに批准することを要求する。
147	女	70代	-	女性差別撤廃条約選択議定書への批准を急いでほしい いわゆる先進国といわれている国の中でも最低な状況を改善するためにも。
148	女	70代	110	国際的な協調の一つとして結婚による選択的夫婦別姓の施策推進を希望します。
149	女	70代	109	女性差別撤廃条約批准を遵守し、速やかに選択議定書を批准することが求められている。今こそ国際水準に日本も到達することが急務です。

150	女	50代	110	政府から独立した国内人権機構の設立検討に向けた文言を明記してほしい。 また、国内人権機構設置に向け、国外における事例の調査を行うこと。 理由・背景： 法律および憲法によって、差別をしてはいけない規定があるが、現状、罰則がなく実効性に欠けており、人権が十分に保障されていない現状があることを鑑み、行政・司法から独立して人権侵害を訴えられる直接的な場が必要である。また、国内人権機構が実現されれば、CEDAWの対面審査に政府・NGOとともに参加し、客観的な組織として現状を報告することが可能となる。国内人権機構の設置にむけては、まずは国外事例の調査のうえ、行政・司法からの独立のあり方、財源の確保、職員の選出について検討が必要である。
151	答えたくない	40代	110	日本からも多くの市民が声を届けた女性差別撤廃委員会（CEDAW）の勧告へのフォローアップを確実にこなしてください。女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、個人通報制度を機能するようにすることを明記してください。
152	女	70代	110	（2）イ（2）女子差別撤廃条約の選択議定書については、「早期締結について真剣な検討を進める」と書かれているが、「早期締結を具体的に進める」とするべき。長期間検討がされ、国連のCEDAWから何度も勧告を受けている。1日も早い批准により、差別に苦しんでいる人への救済の道を開くべきだと思う。 女性差別撤廃条約を批准して国内政策を推進しているのだから、選択的夫婦別姓の法制化をはじめ、国連の勧告内容を真摯に受け止め、速やかな実施について基本計画に書き込むべきである。
153	団体として提出	団体として提出	111	日本政府が2023年に開催したG7広島サミットにおいて議長国を務め、G7広島コミュニケの作成に当たっても強いリーダーシップを果たされたことを歓迎します。 G7広島コミュニケの中にはジェンダー平等や女性のエンパワーメント、SRHRの実現についても力強い記述がされたこと、とりわけ以下のパラグラフのような力強いコミットメントを歓迎します。近年紛争や戦争、格差や分断などによって混迷を深める世界において、ジェンダー平等やSRHRのバックラッシュが顕著になりつつあります。国家が個人の性と生殖に干渉し、個人の自由な選択を直接・間接に阻み、「産ませる」政策を講じ、産まない人は社会的に非難されるような風潮を助長するのは、人々の間にさらなる分断を煽る非常に危険なやり方です。 ジェンダー平等の実現とSRHRの擁護・保障において日本が引き続き強いリーダーシップを示すことを強く望みます。 G7広島首脳コミュニケ、パラ43「SRHRがジェンダー平等並びに女性及び女性のエンパワーメントにおいて、また、性的指向及び性自認を含む多様性を支援する上で果たす、不可欠かつ変革的な役割を認識する。」 同「安全で合法的な中絶と中絶後のケアへのアクセスへの対応によるものを含む、全ての人の包括的なSRHRを達成することへの完全なコミットメントを再確認する。」 G7広島首脳コミュニケ、パラ42「（…）多様性、人権及び尊厳が尊重され、促進され、守られ、あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する。」

154	女	50代	-	国連女性差別撤廃条約で日本がどのような勧告を受けているのかを知らしめることは、批准国に要請されているはず。 とくに国会をはじめとした議員には日本がどのような問題を指摘されているかをしっかりと伝えていただきたい。そして、国際的な潮流でも、ジェンダー平等が喫緊の課題となっており、日本におけるこれまでの男女共同参画が理にかなった21世紀の最重要課題に立ち向かう国策であることをしっかりと教育・理解いただきたい。
155	その他	30代	110	女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准してほしいです。 選択議定書の個人通報制度を使って、長年棚上げされたまま進展しないジェンダー課題（選択的夫婦別姓など）を国際的な人権基準のもとで議論できるようにしてほしいです。 国内議論を待つのでは解決に向かわず、世代を超えて引き継がれている人権問題を救済するために必要だと考えます。
156	女	40代	110	イ(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきです。
157	女	30代	109	【基本認識】の【女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める】との記載箇所について意見する。 「ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうる」と記載されている。これに対して、日本ではマンガ・アニメ・ゲームなどの文化を通じて、性的少数者や子供時代の性的虐待サバイバーが自分が受けた偏見や被害についての表現を行っている。作者・読者双方にとって自己のとらえ直しや被害からの回復の手段となったという主張を行っている。同委員会の主張は日本政府の主張と対立し、性的少数者や性的虐待サバイバーの不利益になる恐れがある。必ずしもすべての「勧告」を受け入れる旨ではない点を記載する必要がある。
158	女	50代	110	国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、2024年10月29日、日本政府に対して、婚姻後の夫婦同姓が強制されている民法の規定を改正し、夫婦が婚姻後も別姓を選択できる制度を導入することを求める勧告を行いました。CEDAWによる勧告は、選択的夫婦別姓の導入のみならず、妊娠中絶に配偶者の同意を求める母体保護法の規定の撤廃、人権侵害を受けたと主張する個人が各人権条約の条約機関に直接訴え、人権侵害の救済を求めることができる個人通報制度を定める「選択議定書」の批准など重要な問題について言及されていますが、今回は選択的夫婦別姓の導入について述べたいと思います。CEDAWによる夫婦同氏制度を定めた民法の規定の改正を求める旨の勧告は、2003年、2009年、2016年に続いて4回目であり、前回に続いて、CEDAWが日本政府に対して取り組みの状況を2年以内に報告するよう求める、「フォローアップ項目」に指定されています。 それにも拘わらず、今回の計画において、選択的夫婦別姓制度の導入について、明確に提言されなかった点が、国際的にみても受け入れがたい内容だと考えています。
159	答えたくない	20代	109	基本認識と行動が全くもってズレている。 女性差別撤廃委員会への拠出金の使途除外、訪日中止などの「報復」措置を行っている状況が恥ずかしい。一刻も早く撤回を明示し、勧告への対応を進めるべき。皇室の問題と委員会全般の話を混同すべきではなく、委員会全般への「報復」はその他の女性差別撤廃の試みすらも否定していることを早期に認識し、選択的夫婦別姓を望んでいる国民の声にも応えてほしい。

160	女	50代	-	国際基準とか、ジェンダーギャップ指数とか、色々ありますが、日本の文化にそぐわない所もあるように感じます。 そして日本の文化や考え方は、世界から尊敬される所もたくさんあるように感じます。 なので、日本のオリジナリティを捨てて国際基準に合わせることが良いことのように感じたら、それは気がかりです。 人の個性を活かす。という考え方のように、国の個性も活かすことは出来ないのでしょうか？もちろん、人同様に、他人の迷惑を顧みない国は、個性とは違うと思いますが。
161	答えたくない	20代	111	CEDAWでのフォローアップ事項への確実な実施と報告、CSWやESCAPへの積極的参加、UN Womenなどの国際機関等への積極的貢献に大いに期待いたします。 周知の通りですが、国連は、国際的な会合の場にユースの参画を強調しています。第4回世界女性会議の時のように、国がユースの参画の場をつくること、それにあたり派遣に係る支援を行うことを切に願います。
162	女	50代	110	1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調の施策の基本的方向、および 具体的取組、かつ、その中の イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等に、 ・女子差別撤廃条約の国内における実施強化に努める。 を追加してください。 とくに、素案にある、 (1) 女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。 →要請し、実施を強化する。 また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第10回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 →フォローアップ事項について実施を強化し、適切な時期に・・・ ポイント 単に報告にとどまらず、「実施を強化していく」ことを盛り込んでください。 また、国民の間に誤解が生じている誤解を解消し、憲法98条2項で定められているように、批准した条約を誠実に遵守する立場から、女性差別撤廃条約の最終見解の、国民や関係機関への研修による理解の促進、国民への周知徹底を図ることが必要と考えます。そのため、以下の2文を追加してください。（参考：第4次基本計画） ・女子差別撤廃委員会の最終見解及び国際規範・基準、議論等、国際的な取組を、法曹関係者を含めあらゆる機関、メディア、あらゆる年代層の国民に周知徹底する。また、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図り、条約の理解促進に務める。 ・男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。

163	女	50代	110	イ 2 女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」とすべきではないでしょうか。
164	女	60代	109	基本認識 ○女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を締約国として積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。 として、「締約国として」を入れていただきたいです。 理由 女子差別撤廃条約を批准しているのですから締約国として遵守する義務があることを明確に示すべきだと思います。日本が男女共同参画社会基本法をはじめ、発展に寄与してきたこと、および源流とも言える女子差別撤廃条約を批准していることを次世代にも正しく伝えていきたいと強く思います。
165	男	60代	110	（2）具体的な取組イ「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」で「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」とありますが、問題なのは女子差別撤廃委員会の見解に我が国の皇位継承について「女性と男性の平等を確保するために王位継承法を改正した他の締約国の好事例を参照し、皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する」とあることです。第126代の天皇陛下を戴く我が国の伝統を全く無視した不当な干渉であり怒りを禁じ得ません。政府が「女子差別撤廃委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない」と意見を表明したことは至極当然であり賛同致しますが、元より当委員会の勧告が法的拘束力を持たないことは過去の国会答弁でも明白になっています。本件も含め、国連等、国際委員会の勧告には我が国内の特定のNGOによるレポートを受けてのものが多数あり、大方の国民の意見を反映し、強く反論すべきであると思います。
166	女	50代	110	ジェンダー平等を進める国際基準である女性差別撤廃条約の日本での実施を進めることが重要で、そのためには女性差別撤廃条約選択議定書の批准が必須である。イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等の「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」という文言は、第5次基本計画からまったく進展がなく、不十分である。選択議定書の国連採択（1999年）や発効（2000年）から25年が経過して、116か国が批准している。2030年に向けた取り組みとして、「(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する。」と明記すべきである。
167	女	60代	-	本分野においては、国際的な人権規範や国際社会との連携の重要性が示されています。しかしながら、本計画案には、女子差別撤廃条約選択議定書（Optional Protocol to CEDAW）の批准に関する言及が見当たりません。 女子差別撤廃条約の選択議定書は、条約の実効性を担保し、個人通報制度や調査手続を通じて国内での差別撤廃の取組を一層確実なものとする重要な国際人権メカニズムです。日本は女子差別撤廃条約自体を批准しているにもかかわらず、選択議定書を未批准のままにしていることは、国際的に大きな遅れとなっており、国連女子差別撤廃委員会からも繰り返し批准が強く勧告されています。 第6次男女共同参画基本計画は、今後10年間の日本の男女共同参画政策の基本方針を示す重要な文書であり、国際人権基準に整合的であることが不可欠です。そのため、本計画には、女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを明記し、政府として批准に向けた具体的な検討と準備を進める方針を明確に位置づけるべきです。 この記載が加わることにより、日本が男女共同参画と女性の人権保障を国際的な基準に即して推進する姿勢を内外に示すことができ、また、国内の実効性ある人権保障を強化することにもつながると考えます。

168	女	50代	110	(2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 【修正前】 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。 【修正案】 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早急に検討し、2028年までの実現を目指す。 選択議定書の、「個人通報制度」と「調査制度」という2つの手続きがなければ、男女平等は実現しません。男女平等を進めるつもりがあるのでしたら、グローバルスタンダードの選択議定書の批准を積極的に進める表現にすべきです。
169	女	70代	110	(2) -イ- (2) 「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」は、「女子差別撤廃条約の選択議定書の批准に対する障害に速やかに対処し、取り除く」とすべき。 ?理由 この間「検討」を続けてきて、なお整理・検討をすることは無いのではないか。 そして、昨年10月CEDAWは「前回総括所見に沿って、選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。
170	団体として提出	団体として提出	110	女子差別撤廃委員会对日審査を踏まえた取組についての記載箇所について意見する。 「ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうる」と記載されている。これに対して、日本ではマンガ・アニメ・ゲームなどの文化を通じて、性的少数者や子ども時代の性的虐待サバイバーが自分が受けた偏見や被害についての表現を行っており、作者自身にとっても読者にとっても自己のとらえ直しや被害からの回復の手段となっていることの旨の主張を行っている。同委員会の主張は日本政府の主張と対立することもあり、必ずしもすべての「勧告」を受け入れる旨ではない点を記載する必要がある。
171	女	60代	-	「女子差別撤廃委員会对日審査や～を踏まえた国連女性の地位委員会における意見や議論を踏まえ、——。」とあるのだから、女性差別撤廃条約選択議定書の批准が必要と言及すべき。また、選択的夫婦別姓という言葉がないことも、平等社会推進の遅れを大きくする。国連女性差別撤廃委員会勧告について具体的に示されていないといえる。

172	男	20代	109	(6) 意見) 女子差別撤廃委員会对日審査を踏まえた取組についての記載箇所について意見する。 「ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうるとの記載がある。 これに対して、日本はマンガ、アニメ、ゲームを日本独自の感性として世界に発信する事によって大きな指示を得ており、海外ではそれこそが日本の資産と言われている程である。 このような目先だけの人権のために規制を強化すると、今まで支持されてきた物はおろか、これからの日本を担う大きなコンテンツが衰退しかねない。 また、これらが犯罪に繋がる明確なデータはなく、半ば八つ当たりの様なものであるし、むしろそういった娯楽の少ない国々の方が犯罪係数は高い。 その点を踏まえて、全ての勧告を受け入れる旨ではないと記載する必要がある。
173	女	60代	110	イ 女子差別撤廃条約の積極的順守等 (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。でなく、早期に締結する。とすべきである。 女子差別撤廃条約の積極的順守としていることから、CEDAW勧告で再勧告されていることから、早期締結をすべきです。
174	男	60代	110	(2) イの2に「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されています。「真剣な検討」が必要であることは言うまでもありませんが、それにとどまっていいていい段階ではありません。世界から後れをとっている状況を改善するために、早期に締結することそれ自体を書き込むべきです。
175	団体として提出	団体として提出	-	1-(2) イ 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を待ち望んでいます。 私たちは、地方の小さい団体ですが「女性差別撤廃条約実現アクション」の賛同団体です。叡智を集めた女性差別撤廃条約の実効性を高める選択議定書の批准を、今この瞬間も、切望します。
176	女	50代	110	「イ(2) 女子差別撤廃条約の選択議定書」について「早期締結について真剣な検討を進める」とされているが、これでは、国際社会に対し、女性差別撤廃条約を遵守する日本の姿勢が後ろ向きだととらえられてしまう。「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正すべき。

177	女	70代	111	(1) 施策の基本的方向 で 我が国が国際会議の議長国になる場合には、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを重視し、国際的な議論をリードする としているが、 ・上から目線。日本のジェンダーギャップ指数の低さに対する何とかしなければならない といった危機感はなく、ジェンダー平等推進をわがこととしていない。削除するか、文言の変更を求める。
178	団体として提出	50代	-	・性的マイノリティに関して、日本は特に東アジア、東南アジア圏で主導的役割を果たすことが期待されています。国際的な課題について話し合うため、すでに設立されている政府間会議 Equal Rights Coalitionへの加盟を検討することを明記してください。 ・女性差別撤廃条約選択議定書については、早期締結を目指すべく、締結時期の目標を示してください。 ・ジェンダー統計に関して、性的マイノリティに関する基礎的なデータを把握するために、性的指向や性自認に関する項目の追加を検討してください。
179	女	60代	109	世界経済フォーラムが公表しているジェンダーエンパワーメント指数が118位（2024年）と、日本は世界の中でもジェンダー後進国であり、男性優位社会の変革が喫緊の課題であることは、基本認識でふれる必要があるのではないか。ジェンダー平等社会にむけての推進の必要性が伝わるのではないかと思います。
180	男	40代	-	CEDAWの勧告については皇室典範の改正や、漫画やアニメなど日本のコンテンツが女性及び子供に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうるなどと根拠もなく指摘している。 これは我が国の国家の基本や表現の自由を保障する憲法21条に対する重大な内政干渉であり、憲法の規定により条約の遵守が求められるとしても勧告には法的な拘束力はないので、必ずしも全ての勧告を受け入れる必要はない。 政府が国連に対して行った抗議と対応は適切で正当である（1）。 諸外国で常識とされている、あるいは国外機関から勧奨される考え方を国内に持ち込んだところで、それが必ずしも成功するという保証はどこにも無い。政府として日本の立場を国際社会へ積極的に発信すると同時に、政策を議論する場合には文化の多様性を常に意識すべきである。 CEDAWの勧告については必ずしも全てを受け入れる必要がないことを示す文言を基本認識に盛り込むべきである。 (1) NHKニュース 政府 皇室典範改正勧告の国連委員会に異例の対応
181	女	50代	110	110ページにある「イ 女子差別撤廃条約の選択議定書」については、第3次計画以降、記載がほぼ変わっておらず、「早期締結について真剣な検討を進める」とされている。国際社会に対し、女性差別撤廃条約を遵守する日本の姿勢を明確に示すため、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正すべきである。

182	男	50代	110	「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告」について、[第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（仮訳）]の25. cには「ジェンダーに関する固定観念が引き続き女性に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうること。」とある。 これは古典的な誤りであり「読むと性格が変わり暴力を振るう本」が存在してると言ってるようなものである。そのような呪いの本が存在するのであれば科学的に解析されるべきであり、犯罪統計にもなんかしら影響があるはずだが、現実としてそのようなデータは存在しない。 また漫画やゲームは一人でも制作可能なこともあり、性的少数者やそのグレーゾーンの人々が自分や仲間たちの共感や癒やしとして制作や受容をしている現実がある。 よって勧告をそのまま受け入れることはあってはならない。それは少数者への弾圧である。
183	その他	40代	-	国連の女性差別撤廃委員会での勧告にきちんと従ってほしい。夫婦別姓や婚姻平等を実現してほしい。女性や性的マイノリティの健康をまもる医療や教育を実現し、性暴力を防止するため、包括的性教育をこどもだけでなく大人にもできるように、確実に取り組んでほしい。
184	女	70代	110	選択議定書の早期締結をまじめに取り組んでください。
185	男	50代	110	「110p 1 (2) イ 女性差別撤廃条約の積極的遵守等」 素案には「女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告について、男女共同参画会議は、・・・必要な取組等を政府に対して要請する」とありますが、此度の女子差別撤廃委員会の見解には皇位継承に関して「女性と男性の平等を確保するために王位継承法を改正した他の締約国の好事例を参照し、皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する」との、まさに我が国の伝統に対する不要な干渉とも言える内容が盛り込まれていました。これに対し政府は「委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない」との意見表明を行ったのは当然のことと評価しますが、素案の記載では「男女共同参画会議は委員会の勧告に従うよう必要な取組等を政府に対して要請する」とも取れる記載のように思われることから、「国柄・国体に対する不当な勧告に対しては断固反論する」といった対応も素案に盛り込むべきではないかと考えます。
186	女	60代	110	(2) イ(1)に関して。 素案原文「また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について」の部分に続けて、以下の文章を挿入してください。 「、特に、フォローアップ項目の第一番目である選択的別氏制度の導入については早期に実現し」 理由 素案は曖昧な記述だと感じます。勧告に従い、早期に選択的夫婦別氏制度を導入することを明記してください。

187	女	60代	110	選択議定書の早期締結に向けて、真剣な検討をいつまで続けるのですか？ 女性の権利を国際基準にするために「批准する」とすべきである。ジェンダー平等な社会にならないければ、女性や若者が地域から日本から転出していくことに危機感を持っている。
188	女	40代	-	【基本認識】 国際機関等における国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する 3 男女共同参画・女性活躍に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 (2) 具体的取組 ウ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【意見】(1)に「また、主体的かつ積極的に国際会議等に参加・貢献・協力している個人の専門家の女性や国際会議に日本代表として参加・出席する学生、団体を国は渡航資金面等含め積極的に支援し、後押しする。具体的な支援策として、国際的なリーダーシップを発揮するためには、制度的な支援だけでなく、ネットワーク形成や渡航費・活動費の助成、メンターシップなど必要。」を付け加える 第6次男女共同参画基本計画（素案）において、「国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」に加え、国際的に主体的かつ積極的に活動している女性個人の専門家や団体に対して、国が積極的に支援・後押しする姿勢を明記すべきです。現場では、国際機関や国際会議に参加、貢献している女性が、資金・情報・制度面等で孤立するケースも多く、日本の女性リーダーへの国際的な要望等があるにも関わらず、継続的な国際活動が困難になっています。「ウ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の(1)に、「また、主体的かつ積極的に国際会議等に参加・貢献・協力している個人の専門家の女性や国際会議に日本代表として参加・出席する学生、団体を国は渡航資金面等含め積極的に支援、後押しする。具体的な支援策として、国際的なリーダーシップを発揮するためには、制度的な支援だけでなく、ネットワーク形成や渡航費・活動費の助成、メンターシップなど必要。」という文言を加えることを強く要望します。国が明確に国際会議参加の渡航費含め支援する事が国際的に積極的に活動する女性のエンパワーメントとなり、広く国民の支持を得られやすくなり、日本の世界へのプレゼンス課題が改善、向上する事に繋がります。
189	団体として提出	団体として提出	-	イ(2) 「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進め」とあるが、ここから進展がなく、ずるずると展望もなく引き延ばされている。 地方自治体の議会において選択議定書批准決議が多数出されている現状を鑑み、国としてははっきりと選択議定書批准を求めると明記してほしい。
190	女	60代	110	計画案「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」について修正し、「女性差別撤廃条約の選択議定書を早期に締結する。」とする。その背景として、女性差別撤廃委員会からの総括所見では、批准の検討に時間をかけすぎていることが遺憾とされており、批准に対する障害に速やかに対処することが求めている。また、国内でも、選択議定書の早期批准を求める地方議会の意見書採択が385議会に達していることから、「早期に締結する。」と表現の修正を求める。

191	その他	30代	-	インターセックスに関する適切な語彙を用いた適切な情報を日本語では得にくいことが、国際的なインターセックスの権利運動の場に日本の当事者や組織・団体が加わるのが困難な状況を作り出しています。国内の当事者の人権状況の調査および観察も難しく、国外の機関からの協力要請にも満足に応えることができません。当事者主導で日本語の適切な情報の発信を行おうとしている組織、団体、個人は国内にもいらっしゃいます。この方々を支援し、国際的な協調及び貢献ができるようにしてください。
192	女	40代	101	イ (2) 女子差別撤廃条約の選択議定書については、条約批准している国の責任として「早期に締結する」とするべきです。
193	団体として提出	団体として提出	110	1) 第9回政府報告総括所見に含まれる懸念および勧告に対する各府省の対応方針が出そろえば、すべて公開するべきである。この総括所見は委員会と政府の建設的対話などを通して作成されたものであるが、そのプロセスにおける市民社会組織からの情報提供や意見表明もそのアウトプットをもたらした一翼を担った。さらにこれら勧告の実施は、政府だけが責任を負って行うものではなく、これら市民社会組織との協議や協力も重要な鍵を握る。その点からも、各府省の対応方針は公開されるべきである。 2) 女性差別撤廃条約を国内で実施するためには、「女性差別の定義」と「個人通報制度」の採用が必須である。前者の課題は、条約加入時より委員会から求められており、女性差別を国内で撤廃していくうえでの法的基盤になる。その欠如により、特に政府によるさまざまな関連課題への対応が不十分なままである。後者の個人通報制度は、国内の人権基準と国内での司法判断が国際基準により検証されることであり、究極的には国内の人権基準を磨き高めることになり、さらには国全体が条約の目指すものに近づくことになる。このような手法を国は率先して使うべきである。
194	女	70代	-	第10分野 1、男女共同参画の視点に立った、各種制度の見直し イ 家族に関する法制の整備など P!01 (2) 選択的夫婦別姓導入については、女性差別撤廃委員会からも早期導入が勧告出されていることを受けていることから、制度化に踏み切る。 (3) 女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、国連への個人通補遺制度の活用、各分野でのジェンダー主流化の促進を図る。 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 3、男女共同参画・女性活躍に関する分野における国際的リーダーシップの発揮 P112 イ WPSの理念を踏まえた、女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応 (1) 基本姿勢として、核抑止や軍備拡張・武器生産と輸出入・軍備拡大の阻止を明確にした、行動計画に女性の参画を一層推進する。
195	女	50代	110	慰安婦被害は、旧日本軍による紛争下における性的暴力であり、その人権回復を行わないことによる人権侵害は現在も続いている。日本政府は慰安婦への人権侵害を認め、公的謝罪、被害者本位の補償、教科書への記載を求めます。

196	答えた たくない	70代	110	「1 (2) イ (2)」 「選択議定書」について「早期締結について真剣な検討を進める」を「早期に締結する」とする。 女性差別撤廃条約と「選択議定書」は車の両輪だ。両者が揃ってこそ条約はその機能を果たすことができる。「早期」とはいつを想定しての文言なのか。条約を批准して今年で40年を迎えた。これ以上、「選択議定書」の締結を伸ばす理由はない。
197	男	30代	109	第2部 政策編 1 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 基本認識 「女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。」 この記述に対する意見を述べます。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解には、「(c) ジェンダーに関する固定観念が引き続き女性に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女兒に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうること。」「(c) 差別的なジェンダーに関する固定観念を増幅し、女性及び女兒に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム及びアニメーション製品の製造と流通に対処するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施する。」という内容が含まれています。これらの勧告を受け入れるならば、日本国内での表現の自由や言論の自由が著しく損なわれてしまう恐れがあります。 女子差別撤廃委員会は、十分な科学的根拠を示さず、自身で大規模な調査を実施したわけでもないのに、日本のメディアとコンテンツに対して、偏った視点と悪意を感じさせるような勧告を行う組織です。 よって女子差別撤廃委員会の意見や勧告に従う必要性はありません。 また、こうした状況を鑑みれば、日本が自国の言論や表現の自由をしっかりと守るためにも、女子差別撤廃条約からの離脱を検討する選択肢を真剣に考えるべきでしょう。 なお、アメリカをはじめ、女子差別撤廃条約を批准していない国も存在します。 参照元 女子差別撤廃条約実施状況第9回報告の審査の概要 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（仮訳）
198	女	50代	110	「女子差別撤廃条約の選択議定書を早期に批准する」 イ2の記述が第5次計画とほぼ変わらず、早期締結について、いつまでも真剣に検討を進めたままであるのは異常である。条約を積極的遵守するのだから、選択議定書も批准すべきである。
199	男	30代	109	女人の登用を積極的に進めていくにしても、男女平等の世界を国際的に良しとする以上は当人の性別のみを理由にしての登用を大前提として避ける形が望ましい。これは当然の帰結である。また、当人の性別のみを理由にしての登用自体が、男女平等という考え方への挑発行為でもある。本稿執筆時点の今は令和7年09月15日の午後で23時18分。

200	女	60代	110	意見 「2 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とあるが、選択議定書の批准については、「真剣な検討を進める」との表現では不十分であり、「早期に締結する。」と明記すべきである。また、女性差別撤廃条約の周知度向上についても、具体的な施策として明記すべきである。 理由 条約の実効性を高めるためには、選択議定書の批准が不可欠であることを明確に示す必要がある。また、周知の目標値として少なくとも50%を設定することで、政策の実効性と進捗管理が可能となる。
201	女	40代	110	(2) 具体的な取組 イ -1女子差別撤廃条約の積極的遵守等 1の文中に、フォローアップ項目となっていた「選択的夫婦別氏制度の実現」を記載すべき。理由は一つ目の意見を参照されたい。
202	女	30代	-	選択的夫婦別姓はじめ、CEDAW勧告遵守してください！ ・基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。 ・『「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)』を、『「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)』とすること。 ・市民、特に若者をはじめ現在の社会、政治状況に置いて周縁化されやすい人々の声を反映させる仕組みをより明確化し、実行すること。 ・2026年に求められているCEDAWへの書面でのフォローアップを確実に行うこと。 ・女性差別撤廃条約・選択議定書批准に向けた着実な前進のため、「真剣な検討を進める」だけでなく、国内法との整合性や、批准した場合の司法の独立への影響を整理する検討会の開催といった、批准のための具体的な準備をはじめること。 ・政府から独立した国内人権機構の設立検討に向けた文言を明記すること。 国内人権機構設置に向け、国外における事例の調査を行うこと。 ・CEDAW勧告の内容のすべてを第6次男女共同参画基本計画に反映させること。
203	団体として提出	団体として提出	-	・女性差別撤廃条約選択議定書については、20年来、「早期締結について真剣な検討を進める」という説明を聞いてきました。「さらに検討すべき点が残っている」ならば、それはどんな点なのかを明らかにし、また締結時期の目標を示してください。

204	団体として提出	団体として提出	-	【基本認識】の【女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30 を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める】との記載箇所について意見する。「ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女児に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しう」と記載されている。これに対して、日本ではマンガ・アニメ・ゲームなどの文化を通じて、性的少数者や子ども時代の性的虐待サバイバーが自分が受けた偏見や被害についての表現を行っており、作者自身にとっても読者にとっても自己のとらえ直しや被害からの回復の手段となっていることの旨の主張を行っている。同委員会の主張は日本政府の主張と対立することもあり、必ずしもすべての「勧告」を受け入れる旨ではない点を記載する必要がある。 女子差別撤廃委員会対日審査を踏まえた取組についての記載箇所について意見する。「ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女児に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しう」と記載されている。これに対して、日本ではマンガ・アニメ・ゲームなどの文化を通じて、性的少数者や子ども時代の性的虐待サバイバーが自分が受けた偏見や被害についての表現を行っており、作者自身にとっても読者にとっても自己のとらえ直しや被害からの回復の手段となっていることの旨の主張を行っている。同委員会の主張は日本政府の主張と対立することもあり、必ずしもすべての「勧告」を受け入れる旨ではない点を記載する必要がある。
205	女	70代	-	○意見 以下を追加する 早期に女子差別撤廃条約選択議定書を批准する。 理由 女子差別撤廃委員会から再三勧告されている。
206	女	40代	-	【意見】① に「また、主体的かつ積極的に国際会議等に参加・貢献・協力している個人の専門家の女性や国際会議に日本代表として参加・出席する学生、団体を国は渡航資金面等を含め積極的に支援し、後押しする。具体的な支援策として、国際的なリーダーシップを発揮するためには、制度的な支援だけでなく、ネットワーク形成や渡航費・活動費の助成、メンターシップなど必要。」を付け加える 第6次男女共同参画基本計画（素案）において、「国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」に加え、国際的に主体的かつ積極的に活動している女性個人の専門家や団体に対して、国が積極的に支援・後押しする姿勢を明記すべきです。現場では、国際機関や国際会議に参加、貢献している女性が、資金・情報・制度面等で孤立するケースも多く、日本の女性リーダーへの国際的な要望等があるにも関わらず、継続的な国際活動が困難になっています。「ウ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の①に、「また、主体的かつ積極的に国際会議等に参加・貢献・協力している個人の専門家の女性や国際会議に日本代表として参加・出席する学生、団体を国は渡航資金面等を含め積極的に支援、後押しする。具体的な支援策として、国際的なリーダーシップを発揮するためには、制度的な支援だけでなく、ネットワーク形成や渡航費・活動費の助成、メンターシップなど必要。」という文言を加えることを強く要望します。国が明確に国際会議参加の渡航費を含め支援する事が国際的に積極的に活動する女性のエンパワーメントとなり、広く国民の支持を得られやすくなり、日本の世界へのプレゼンス課題が改善、向上する事に繋がります。

207	団体として提出	団体として提出	-	(1) 国会の関与を求める記述を加える。 女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告総括所見」は、条約の完全な履行に向けた立法権の重要性が強調され、「国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本条約の実施に関して必要な措置を採るよう促す。」と勧告されている（第8パラ）。しかし(2)「具体的取組」のイでは、男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」と記載されているのみで、国会への働きかけについては記載がない。よって、「国会に対しても積極的な取組を要請する」旨を加筆すべきである。 (2) 選択議定書の批准については、「真剣な検討を進める」との表現では不十分であり、「早期に締結する。」と明記すべきである。条約の実効性を高めるためには、選択議定書の批准が不可欠であることを明確に示す必要がある。 (3) 女性差別撤廃条約の周知度向上についても、具体的な施策として明記すべきである。特に、周知の目標値として少なくとも50%を設定することで、政策の実効性と進捗管理が可能となる。
208	団体として提出	団体として提出	-	女子差別撤廃条約積極的遵守を言うなら、選択議定書の批准の明記を求めます。討議をいつまでやっているのかと。政府の考え方を示しましょう。 併せて、国際条約の批准を早急に実現させましょう。
209	女	70代	-	1. 基本認識 国際規範であり、日本が1985年に批准した「女性差別撤廃条約」は、政策実施において準拠すべき規範です。2024年には、女性差別撤廃委員会の第9次日本政府報告総括所見の勧告を受けている。男女の人権を国際基準に引き上げるべく、また、他の国際的「意見」や「宣言」「行動綱領」などと同列のものではなく、準拠すべき規範として最初に掲げるべきです。 (2) 具体的取組 (p110) イ 女子差別撤廃条約の積極的順守等 今や、「真剣な検討を進め」ている段階ではありません。 ②「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する。」とすべきです。
210	男	50代	-	【資料ページ番号109】 ●意見63 『○ 男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。 国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要がある。』に続けて 『国際条約である子どもの権利条約9条【親子不分離】、ハーグ条約を長年無視し、離婚後父子断絶7割を長年継続し、性別役割分業とアンコンシャスバイアスを助長してきたことを真摯に反省し、先進国に追いつくようにする。』と追記するべきである。また 『○』の項目として、各別に『子どもの権利条約、なかでもその9条』、『ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）』について言及すべきである。

211	女	70代	110	女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結を進める。 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (3) を下記に変更する。 下から3行目⇒締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行い、批准を追求する。
212	女	60代	-	(2) 具体的取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 P110 ○女性差別撤廃条約第9回政府報告最終見解について、政府に対する要請都同時に、個別具体的に本計画内で示した上で、具体的対応策を明示すべきである。 ○選択議定書は、国連で採択されてから26年がたつ。すでに「真剣な検討」の時期は過ぎている。早期に批准すべく手続きを進めることを明記すべき。
213	女	30代	-	・2026年に求められているCEDAWへの書面でのフォローアップを確実に行うこと。(第12分野1(2)イ①) ・女性差別撤廃条約・選択議定書批准に向けた着実な前進のため、「真剣な検討を進める」だけでなく、国内法との整合性や、批准した場合の司法の独立への影響を整理する検討会の開催といった、批准のための具体的な準備をはじめること。(第12分野1(2)イ②) ・政府から独立した国内人権機構の設立検討に向けた文言を明記すること。(第12分野1(2)) ・国内人権機構設置に向け、国外における事例の調査を行うこと。(第12分野1(2))
214	-	-	-	素案では、国際潮流を踏まえ、各分野、国際機関からの「ジェンダー主流化」の視点に言及している。その一方で、2024年10月に公表された女性差別撤廃委員会からの日本報告に対する「最終見解」で提起された課題の取で組みに踏み込むことを避け、第6次計画において、敢えて距離を置くかの対応を示している。これは客観的に見て、女性差別撤廃条約の遵守する姿勢から乖離している。「ジェンダー主流化」(あらゆる分野でジェンダー平等を実現すること)の視点を前提として計画案を検討し、委員会からの「最終見解」の各事項を基本課題として第6次計画に取り込むべきである。 「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の記載(110頁)の②選択議定書の早期批准に関しでは、「真剣な検討」との言及がされている。これまで長期にわたり「検討中」と政府からの回答を得てきたところである。検討は充分されてきたところであると認識している。「早期に批准する」とするよう要望する。 人権尊重の理念と男女共同参画、ジェンダー平等施策の主流化を具体的な施策の実施の中で促進し、法制度の理解促進を義務づけるためには、研修などと並行して、性別構成に女性が少ない組織においては、組織内の女性の比率を引き上げる事が必要である。 素案の6頁では「性犯罪・性暴力」については、「対策が充実・強化されてきた」と次のように記している。 「性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けて、被害当事者や支援者の声が社会的機運の醸成に大きな役割を果たし、令和5(2023)年には強制性交等罪を不同意性交等罪に変更する等の刑事法の整備が行われるなど、対策が充実・強化されてきた。」 しかし、現状の対策では不十分なことは、繰り返されているストーカー行為の重大犯罪の防止に繋がっていない現状があることを警察の対応から見て取れる。ストーカー行為規制法を主管し、性犯罪・性暴力の禁止、被害者支援の役割を担っている警察組織において、男性の意識の中に潜在している女性差別的な意識と行動、価値観が見過ごされてしまう実態があることが事件の発生後に示されてきた。被害が繰り返れないような組織の改編や法制度の改正が必要である。 「ジェンダー主流化」について、素案の脚注の42で次のように記している。 「あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。」それを実現できるようにするためには、まず組織を挙げて女性職員と管理職の割合を引き上げる具体策の着手を示す必要がある。

215	女	60代	110	②女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。となっているが、これは、前回の計画と同じ。「真剣な検討」は今で行われている。「早期締結をする」または「早期締結を目指す」にすべき。
216	女	80代以上	-	4. 女子差別撤廃条約の選択議定書について 110ページにある「イ 女子差別撤廃条約の選択議定書」については、第3次計画以降、記載がほぼ変わっておらず、「早期締結について真剣な検討を進める」とされている。国際社会に対し、女性差別撤廃条約を遵守する日本の姿勢を明確に示すため、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期に締結する」と修正とすべきである。
217	女	60代	-	・ 国際連合女性差別撤廃条約の第9回日本政府報告書に言及がない。 ・ 女性の活躍を阻害する要因として姓の問題がある。今回の基本計画案に選択的夫婦別姓についての記載がなかったことは驚きであり、以前より後退したことは非常に残念である。世界的にも夫婦別姓を認めないのは日本だけであり、早期導入を求める人たちの声を盛り込まない・盛り込めないのは異様である。 家父長支配から、女性が解放されることがまずなければならないと思う。
218	女	60代	-	女性差別撤廃委員会の勧告に基づく具体的な施策を盛り込むべきです。 ・ 女性差別撤廃委員会の勧告は雇用分野で11項目にのびました。が、この素案では雇用の分野がありません。働き方改革や労働者を取りまく状況など記述はありますが、いろいろなところであって、記述はあっても確たる方針が見えません。女性の賃金が男性の賃金の約7割で、女性の低賃金が高齢女性の貧困につながる。女性の賃金の是正が必要です。
219	女	60代	-	女性差別撤廃委員会の勧告を具体的に活かしたものにしたい。男女共同参画社会の実現に向けた推進、というだけではなく、選択議定書の批准、ジェンダー平等選任の省庁の設置や、独立した人権機関の設置など、基本となるとりくみで基盤を確立して臨むべきではないかと考える。

220	団体として提出	団体として提出	-	コミュニティユニオン東京女性会議は、一人でも加入できる労働組合(CU東京)の専門部として、女性の労働問題やジェンダー平等問題を中心に交流・活動しています。 昨年、第9回女性差別撤廃条約日本審議傍聴に私たちのメンバーを派遣しようとカンパ活動にも取り組みました。そのCEDAWから出された勧告を達成して欲しいと思っております。特にCEDAW勧告の雇用に関する11項目を達成できるような第6次男女共同参画基本計画であるべきですが、全くCEDAWの勧告を無視する内容となっています。 また「雇用」という言葉が消えていることで、より個人の選択肢や柔軟な働き方に移行し使用者責任をあいまいにされ、労働条件が後退していくことが危惧されます。労働法制の後退は許されるべきではありません。 特に以下のことを要望します。 ★女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准してください。 ★選択的夫婦別姓制度を早期に法制化してください。 ★管理職における女性比率をパリテ(同等)にすることを指すものにしてください。 ★同一価値労働同一賃金の原則を原則とし、男女の賃金格差及び正規・非正規雇用の格差解消ができるような施策を盛り込んでください。 ★男女賃金格差開示義務をすべての企業に課し、改善のための政策と目標を提出させてください。 ★有期雇用は規制し、臨時的・一時的な雇用とすること。派遣労働は、臨時的・一時的で専門性の高い業務に限定してください。 ★労働市場を監視し、女性の正規雇用労働者を増やすための政策を強化してください。 ★リスキリングは自己責任にせず就労継続を前提または次の就労先とつながるものになるようにしてください。退職勧奨の手段とならぬよう企業責任を明確にしてください。 ★ワークライフバランス・ディーセントワーク・持続可能な働き方実現のため長時間労働規制を行ってください。 ★ハラスメントは人権の問題として、すべてのハラスメントを規制する実効ある立法措置を確立してください。ILO190号「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」を批准してください。 ★ILO175号「パートタイム条約」、ILO111号「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」を批准してください。
221	女	60代	-	素案は、2024年の国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の対日審査における勧告について応えていない。とりわけ、緊急に実施し、2年後に報告するフォローアップ項目として勧告された、選択的夫婦別姓の実施、中絶の配偶者同意要件の削除、緊急避妊薬や避妊法へのアクセスの改善(16~17歳の親の同意要件の撤廃を含む)については第5次計画の内容の維持あるいはそれより後退している(選択的夫婦別姓については明らかに後退し、昨今の政治的状況の経過を踏まえたものになっていない)。 本計画に国連女性差別撤廃委員会の勧告を踏まえ、達成のための具体的な計画を作成し、着実に実施していくことは締約国の責務であるが、日本政府として責務を果たすつもりはないのか。そうであれば、それらを取り上げない理由を国民に説明してほしい。

222	団体として提出	団体として提出	第6次男女参画基本計画においては、「ライフステージに応じた働き方」「所得向上と経済的自立」とし、雇用という言葉が消え、女性の活躍という表現からより個人の選択肢や所得に焦点を移行している。また、テレワークやフレックスなど選択肢を拡大し、より柔軟な働き方へ移行している。企業中心の人材活用で使用者責任をあいまいにする働き方を広げるべきではない。労働諸法制を整備して労働者を保護すべきである。 第9次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告された雇用分野11項目について、全く触れられていない点は、ジェンダー平等の働き方を目指すものになっていないと断じざるを得ない。 ＜以下、施策に盛り込むべき事項について＞ (1) 賃金の底上げを図るため、最低賃金を1,500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への支援策を進めること。 (2) 男女の賃金格差を解消するため、全ての企業に男女賃金・管理職に占める女性割合の差異を公表させること。是正するための方針を示すこと。 (3) 管理職・および方針決定機関の女性割合を、第9次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告されたパリテ（同数）を目標値として定めること。 (4) ワークライフバランス、ディーセントワーク、持続可能な働き方実現のため、長時間労働規制を行うこと。 (5) 同一価値労働・同一賃金を原則とし、男女の賃金格差および正規・非正規雇用格差解消を目指すこと。 (6) 有期雇用は規制し、臨時的・一時的な雇用とすること。派遣労働は、臨時的・一時的で専門性の高い業務に限定すること。 (7) 全てのハラスメントを規制する実効ある立法措置を確立すること。 IL0190号「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。 (8) 国際基準に基づく計画になるようILOパートタイム条約175号、ILO雇用及び職業についての差別待遇に関する条約111号を批准すること。 (9) キャリア形成やアイデンティティに支障のないよう選択的夫婦別姓制度を早期に法制化すること。 (10) 労働争議解決の手段ともなりえる女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准すること。
-----	---------	---------	---

223	団体として提出	団体として提出	-	第6次男女参画基本計画策定の当たっての基本的考え方（素案）についての意見 CEDAW勧告の雇用に関する11項目を達成できるような第6次男女共同参画基本計画を期待しておりましたが、全くCEDAWの勧告を無視する内容となっています。 また「雇用」という言葉が使用されず、より個人の選択肢や柔軟な働き方に移行し使用者責任をあいまいにされています。労働法制の後退は許されるべきではありません。 要望 ★賃金の底上げを図るため、最低賃金を1,500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への支援策を進めること。 ★同一価値労働同一賃金の原則を原則とし、男女の賃金格差及び正規・非正規雇用の格差解消ができるような施策を盛り込むこと。 ★男女賃金格差開示義務をすべての企業に課し改善のための政策と目標を提出させること。 ★管理職における女性比率をパリティにすること。 ★有期雇用は規制し、臨時的・一時的な雇用とすること。派遣労働は、臨時的・一時的で専門性の高い業務に限定すること。 ★労働市場を監視し、女性の正規雇用労働者を増やすための政策を強化すること。 ★リスクリングは自己責任にせず就労継続を前提または次の就労先とつながるものとする。退職勧奨の手段とならぬよう企業責任を明確にすること。 ★ワークライフバランス・ディーセントワーク・持続可能な働き方実現のため長時間労働規制を行うこと。 ★ハラスメントは人権の問題として、すべてのハラスメントを規制する実効ある立法措置を確立すること。ILO190号「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」を批准すること。 ★ILO175号「パートタイム条約」、ILO111号「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」を批准すること。 ★女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准すること。 ★選択的夫婦別姓制度を早期に法制化すること。
-----	---------	---------	---	---

224	女	70代	-	イ 1～2頁 政府が掲げた202030の目標が達成できておらず、第5次基本計画の2020年代早期に指導的地位に占める女性の割合が30%になるという目標が達成できていないことへの真摯な総括、危機感が感じられない。 第6次計画の全体を通じて、昨年のCEDAWの総括所見・勧告を反映した計画にすべきだと思う。 政策や方針決定過程への女性の参画については、世界は203050と言っているわけで、目標はあくまで50:50にすべき。 そのためには、クオータ制導入や、女性議員や女性管理職を増やす環境を整えるべきで、具体的な施策が必要。 ロ 我が国においてジェンダー平等が進まない理由には、女性差別撤廃条約の履行や、北京宣言や北京行動綱領の実現ができていないことに原因があると思う。女性差別撤廃条約の周知と女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について、第6次の計画に記述すべきだと思う。 ハ 選択的夫婦別姓制度の導入に関して、CEDAWから4度も勧告を受けており、この制度導入により不利益を被る人はいない。早期に制度を導入すべきである。旧姓の通称使用では、不利益を被っている人を救うことはできない。 ニ 4頁ビジネス・地域経営の動向・変化 横文字やまだ一般には使い慣れない表現が多い。もっとわかりやすい表記にすべき ホ 10頁（１）基本的な視点及び取り組むべき事項 (1) 間接差別の禁止と均等法に罰則をつけて、雇用における男女平等を実効性のあるものにすべき (2) 203050を目標に、クオータ制などを導入する (5) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成には、学校教育の中で包括的性教育を導入すべき。我が国におけるSRHRの認識も取り組みも大変遅れている (8) 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が検討され、見直されることが重要とあるが、何をいまさらである。直ちに、世帯単位の制度を個人単位の制度に改めるべき。世帯単位は決して中立的な制度ではないのは明らかである
225	団体として提出	団体として提出	-	第6次男女参画基本計画策定にあたっての基本的考え方(素案)についての意見 第6次男女参画基本計画においては、雇用という言葉が消え、「ライフステージに応じた働き方」「所得向上と経済的自立」とし、女性の活躍という表現からより個人の選択肢や所得に焦点を移行している。また、テレワークやフレックスなど選択肢を拡大し、より柔軟な働き方へ移行している。企業中心の人材活用で使用者責任をあいまいにする働き方を広げるべきではない。労働諸法制を整備して労働者を保護すべきである。 第9次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告された雇用分野11項目について、全く触れられておらず、ジェンダー平等の働き方を目指すものになっていない。 <以下、施策に盛り込むべき事項について> ●賃金の底上げを図るため、最低賃金を1,500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立し、中小企業への支援策を進めること。 ●男女の賃金格差を解消するため、全ての企業に男女賃金・管理職に占める女性割合の差異を公表させること。是正するための方針を示すこと。 ●管理職・および方針決定機関の女性割合を、第9次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告されたパリテ（同数）を目標値として定めること。 ●ワークライフバランス、ディーセントワーク、持続可能な働き方実現のため、長時間労働規制を行うこと。 ●同一価値労働・同一賃金を原則とし、男女の賃金格差および正規・非正規雇用格差解消を目指すこと。 ●有期雇用は規制し、臨時的・一時的な雇用とすること。派遣労働は、臨時的・一時的で専門性の高い業務に限定すること。 ●全てのハラスメントを規制する実効ある立法措置を確立すること。 ●ILO190号「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。 ●国際基準に基づく計画になるようILOパートタイム条約175号、ILO雇用及び職業についての差別待遇に関する条約111号を批准すること。 ●キャリア形成やアイデンティティに支障のないよう選択的夫婦別姓制度を早期に法制化すること。 ●労働争議解決の手段ともなりえる女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准すること。

226	団体として提出	団体として提出	1~	私たちは無差別・平等の医療・介護・福祉をめざす団体として、SDH（健康の社会的決定要因）の視点からも、日本の構造的な女性差別・人権侵害が女性のいのちと健康に深刻な影響を与えていることを日々現場で実感しています。昨年10月の女性差別撤廃条約委員会の総括所見の全面的実施が、日本の女性とすべての人の人権、いのちと健康を守ることにつながると考えます。全体の基調において以下求めます。 1）女性差別撤廃条約を国の基本計画の基準にするべきです。その点から第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」に関する内容は、基本計画の最初に位置するべきであり、「第1部基本的な方針」に反映が必要です。2）選択議定書の批准は「時間がかかりすぎている」「いかなる障害にも速やかに対処し取り除くよう」勧告されています。第2部第12分野（2）具体的取組イ（2）「選択議定書について真剣な検討を進める」は、「早期に締結する」として下さい。 3）国内人権機関の早期設立、包括的差別禁止法の制定を明記して下さい。 4）ジェンダー平等省の創設、女性・市民団体との連携を明記して下さい。女性比率（指導的地位、管理職）の目標値にパリティを掲げて下さい。 5）「フォローアップ項目」は日本の姿勢が問われることから全体の基調にかかわります。第12分野（2）具体的取組（1）で、国際的基準に真摯に向き合う姿勢を示すために、4項目の進捗、期日目標を表記して下さい。（選択的夫婦別姓制度実施、女性が立候補する際の供託金300万円の減額、緊急避妊薬を含む現代的避妊法へのアクセス提供の実現、人工妊娠中絶を求める女性への配偶者の同意要件を撤廃するよう法律改正）。 6）包括的性教育の実施を「基本的な方針」として明記してください。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」により「包括的性教育」はカリキュラム化され、アンコンシャス・バイアスを取り除く内容や、性加害・性被害に関する内容、多様なセクシュアリティへの理解を深める人権教育として国際的なスタンダードとなっています。2024年7月3日に旧優生保護法による強制不妊手術に対する最高裁判決を受け、25年3月6日に全国優生保護法被害弁護団と優生連による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画に関する見解」でも障害女性の複合差別解消への「包括的性教育の実施」が求められています。
227	女	70代	-	日本国憲法を尊重し、日本がジェンダー平等の国として、「真の先進国」に位置付けられるためにも、選択議定書の批准をお願いします。

228	団体として提出	団体として提出	1~	私たちは無差別・平等の医療・介護・福祉をめざす団体として、SDH（健康の社会的決定要因）の視点からも、日本の構造的な女性差別・人権侵害が女性のいのちと健康に深刻な影響を与えていることを日々現場で実感しています。昨年10月の女性差別撤廃条約委員会の総括所見の全面的実施が、日本の女性とすべての人の人権、いのちと健康を守ることにつながると考えます。全体の基調において以下求めます。 1）女性差別撤廃条約を国の基本計画の基準にするべきです。その点から第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」に関する内容は、基本計画の最初に位置するべきであり、「第1部基本的な方針」に反映が必要です。2）選択議定書の批准は「時間がかかりすぎている」「いかなる障害にも速やかに対処し取り除くよう」勧告されています。第2部第12分野（2）具体的取組イ（2）「選択議定書について真剣な検討を進める」は、「早期に締結する」として下さい。 3）国内人権機関の早期設立、包括的差別禁止法の制定を明記して下さい。 4）ジェンダー平等省の創設、女性・市民団体との連携を明記して下さい。女性比率（指導的地位、管理職）の目標値にパリテを掲げて下さい。 5）「フォローアップ項目」は日本の姿勢が問われることから全体の基調にかかわります。第12分野（2）具体的取組（1）で、国際的基準に真摯に向き合う姿勢を示すために、4項目の進捗、期日目標を表記して下さい。（選択的夫婦別姓制度実施、女性が立候補する際の供託金300万円の減額、緊急避妊薬を含む現代的避妊法へのアクセス提供の実現、人工妊娠中絶を求める女性への配偶者の同意要件を撤廃するよう法律改正）。 6）包括的性教育の実施を「基本的な方針」として明記してください。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」により「包括的性教育」はカリキュラム化され、アンコンシャス・バイアスを取り除く内容や、性加害・性被害に関する内容、多様なセクシュアリティへの理解を深める人権教育として国際的なスタンダードとなっています。2024年7月3日に旧優生保護法による強制不妊手術に対する最高裁判決を受け、25年3月6日に全国優生保護法被害弁護団と優生連による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画に関する見解」でも障害女性の複合差別解消への「包括的性教育の実施」が求められています。
229	女	50代	-	※そもそも意見募集期間が20日あまりというのは短かすぎる。政府は、真剣に国民からの意見を募集し、計画に反映させたいとは考えていないのではないかと。こういった姿勢から、改めていただきたい。 ※女性差別撤廃委員会からの勧告内容に真摯に向き合い、計画に反映させることを求める。 ※平和を取り扱う項目が、第4次以降なくなった。ひとたび戦争となれば、犠牲になるのは、女性をはじめとした社会的弱者である。軍事費の拡大ではなく、社会保障などを充実させてさせることを求める。
230	女	70代	-	日本は女子差別撤廃条約を批准しており、憲法98条には条約の順守が規定されている。女子差別撤廃委員会による日本報告審議を経ての2024年最終勧告が、第6次男女共同参画基本計画に反映されていないのは、明らかに上記に反すると思う。 例えば選択的夫婦別姓や選択議定書の批准は、これまで度重なる勧告をうけているのに、第5次計画からほとんど進展がみられない。 日本のジェンダー課題が山積していることは、世界経済フォーラムのGGIが示す通りであり、具体的な施策を推進することこそが求められている。第6次男女共同参画基本計画はそのため計画と位置付けられるべきであり、より具体的な施策を打ち出すべきである。

231	女	60代	-	2010年12月31日、日本航空は経営破綻を理由に年齢と病欠基準により、165人の乗員と客室乗務員の整理解雇を強行しました。年齢や病気を理由とする解雇は差別であり憲法違反です。また、ベテランの解雇は安全を蔑ろにするものであり国際基準からも大きく遅れています。裁判では不当な判決に終始したため、東京都労働委員会に不当労働行為救済申立をおこない審査がおこなわれています。 選択議定書が批准されていれば、個人通報制度を利用し、女性差別撤廃委員会に司法の不当性を訴え救済を申し立てることができますが、日本は条約のみを批准し、選択議定書は批准していませんので、救済申立の権利も奪われたままです。 現在、女性差別撤廃条約の締約国189カ国のうち、選択議定書の批准国は115カ国になるとされています。また、昨年10月の国連女性差別撤廃委員会でも、日本政府に対し選択議定書の批准の勧告が出されています。 女性も男性も、すべての人々の人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる社会の実現のためにも、一日もはやい選択議定書の批准を求めます。 以上
232	女	70代	-	・ パスコメの期間が短すぎる。せめて、1か月は設定してほしい。 ・ 基本的な考えに対するパブコメで、具体的な計画に対するパブコメを提出するプロセスがない。 ・ 拙速に進めている感がある。総括をしっかりと出し、次の計画をつながりのあるものをして、提示すべき。 ・ 2024年10月のCEDAW勧告を反映される時間はあったはず。指摘されたことについて、改善のために計画にしっかりと盛り込ませる必要がある。特に2年以内の実施を求められている4項目（避妊薬、供託金、夫婦別姓、中絶の配偶者同意廃止）について、具体的計画の中で政策として掲げる必要がある。
233	男	70代	-	（４）国際基準への対応と説明を進めるべきである。 今回の検討には国際比較が含まれていないし、国際NGOなども参加していない。 しかしジェンダーギャップインデックスなどの指標によっても日本社会が国際社会、特に先進国の状況から乖離していることは明らかである。 これは単に指標の問題ではなく、女性が能力を発揮できない、大都市集中が止まらない、出生が減り続ける、などの現実的で深刻な問題を引き起こしている。一方、ジェンダー平等が進んでいる国では社会全体が良い状態に向かっている。 日本が危機的な状況にあることを認識し、他国を参考にして抜本的な改革が必要であると明記すべきである。 特に大きな問題である政治参加と経済においては、地方を含めて新しい考え方に切り替えるためには、国際比較の視点は不可欠である。 なお、女性天皇に反対するのは1500年近い歴史を否定するものである。
234	女	60代	-	勧告を受けている案件。皇室典範に男女差別があると考えます。その前に天皇制廃止が必要で、天皇もひとりの人間として扱われるべきと考えます。天皇、皇后、その子どもを含めた皇室の人々を特別視することはもうやめましょう。昭和天皇から続く各地への訪問が政治利用されることを望みません。国民も皇室の人々をありがたがる必要があるのでしょうか？
235	女	60代	-	ジェンダーギャップ指数は依然、低いままですが、内閣府はそのこと前進させようとは思っていない、具体化しようとは思っていない、また、今年の、国連女性差別撤廃条約委員会での勧告を無視しているように感じられました。 全体を通して、5年前の基本計画と変わっていない記述も多く、変えようとしていない意思を感じました。

236	団体として提出	団体として提出	-	【意見1】女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告総括所見」（2024年10月）における指摘事項と連動させた課題認識に基づき政策提案を記すべき。 【理由】ジェンダー・ギャップ指数の順位低迷を例にするまでもなく、進みの遅い日本の男女格差・差別の問題を解決するためには、実施している施策の確認だけでなく、不足している施策の課題確認が必須であるため。建設的対話から出された委員会の総括所見は、課題解決のために有効であるため。 【意見2】アンコンシャス・バイアスの多用を見直す。使用する際には、背景にある家父長制・家父長制に基づく慣習の存在についても触れ、その解消を個人の問題としてでなく政策により行われるものであることを記すべき。 【理由】国や地方公共団体が「アンコンシャス・バイアス」の表現を多用することで、ジェンダー不平等の問題が個々人の問題に置き換えられてしまう危険があるため。
237	女	60代	-	国連女性差別撤廃委員会の勧告に対し日本政府が勧告を聞き入れ、生殖による役割を尊重したうえで婚姻（必ずしも婚姻は必要ではない）、妊娠、出産、子育てすべてを協力して進めていけるような法整備をした社会を作ること望みます。 極端な例ではあるが、女性が望まない妊娠をした結果、生れた子どもを育てられないと判断し犯罪を犯すことになったとき女性ばかりが罪に問われ男性は責任を問われないことがある。性教育を小学生の時期から適切に行い、や望まない妊娠出産をした場合の相談所の設置や対応を考える自治体組織の充実が必要。
238	答えたくない	40代	-	行政が招集する審議会、検討委員会など諸々の委員会の構成員の男女比率をそれぞれ40%以上、議員の女性比率をそれぞれ40%以上になるようにしてください。上記を実現するにあたって、女性差別撤廃条約に関して、選択議定書の批准をしてください。
239	-	-	-	公表された第6次男女共同参画基本計画の基本的な考え方（素案）に対し、以下の5つの観点から意見を提出する。 素案に対する5つの視点 1. 国際社会における積極的な取組みに言及する一方、それを反映させるための日本の課題と取組みを促進させる見解が不十分である。とくに顕著なのは、女性差別撤廃条約に基づく、女性差別撤廃委員会からの政府報告の最終見解における勧告について、7年ぶりで2024年10月に公表され、条約の遵守の責務を果たすうえから、重要な事項の指摘があるにもかかわらず、第12分野の「国際的な協調及び貢献」で、「具体的な取組み」の項目を立てながら、条約に抵触している事項、課題に対し手踏み込んだ具体的な言及がなされていない。単に包括的・概括的な要望記載に留めず、男女共同参画会議の責務として、今日的な重要な課題についての検討と見解を示すべきである。 2. 第10分野の「男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し」においては、従来からの政府見解を踏襲するに留まっており、とくに「家族に関する法整備等」において、ジェンダー平等の主流化の視点からほど遠く、現状での硬直した政府、立法府内の状況説明に留まり、提言となっておらず、現行制度における差別の撤廃を促進する内容にするべきである。 3. 性別役割分業や社会慣行における根深い意識に言及しながら、その要因となっている法制度上の課題についての検討が不十分である。その要因として、イエ制度、家父長制を踏襲し、男系男子が皇位を継承する規程を含む現行の皇室典範の規範による、社会的及び個人的な意識形成への影響力などの分析と見解を男女共同参画基本法に依拠して示すことが、第6次基本計画の実施期間の重要課題の一つであることを明確に認識するべきである。 4. 性犯罪・性暴力の撤廃に向けた法整備について、ストーカー被害の防止に対する法制度上の対応が不十分な実態に対する認識とその取組み、法制度の改正提示が欠落している。

240	女	70代	第1部基本的な方針 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。 目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべき。 2 社会情勢の現状、予想される環境変化 ○「アンコンシャス・バイアス」が強調され、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すべきである。 ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべき。 ○第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべき。 ○第2部の構成について 「Ⅰ男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」というくり方で、8分野にわたって記述されているが、Well-beingという意識の問題ではなく、法律・制度によって、どう男女共同参画を実現するのが書かれるべきである。 ①雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべき。 ②教育の分野は独立した分野とするべき。 ③気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されている。第5次計画では、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画は、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。 第2部政策編 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援 基本認識 女性の心身の健康、妊娠・出産をめぐる権利と自己決定権を守るとは、女性の人権にとって重要である。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利、SRHR）の視点が重要であることを明記すべきであり、包括的セクシュアリティ教育を推進すべきである。 生涯にわたる女性の健康づくり支援のためにも、保健所や婦人科、産科、公的・公立病院の役割は重要である。保健所の統廃合・縮小をやめ、その役割を強化することや、公的・公立病院の統廃合ではなく、安心してかけられる総合的な医療体制の抜本的な見直しをはかること。安全な妊娠・出産のために周産期医療体制の拡充、産科医療の確保をすすめること。 「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項 ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応じて、以下の事項を盛り込むこと。 ○ 経口中絶薬を含む安全な人工妊娠中絶サービスにアクセスしやすくすること。 ○ 人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃する法律改正を行うこと。 ○ 刑法の堕胎罪は女性の妊娠中絶を犯罪とし処罰の対象とするもので、女性の人権、自己決定権に対する認識の欠如を示している。堕胎罪は廃止すること。 ○ 安全な妊娠・出産のために周産期医療体制の拡充、産科医療の確保をすること。 ○（ア）学童・思春期 ③の「性に関する教育を推進する」を「包括的セクシュアリティ教育を推進する」にすること。 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 基本認識 5次計画の基本認識にあった、各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう見直しの検討を進めることを盛り込むこと。 選択的夫婦別姓制度の導入については女性差別撤廃委員会から今までに4回勧告され、3回目のフォローアップ項目となっている。先の通常国会でも審議され、継続審議となっている。ジェンダー平等をすすめるためにも速やかに選択的夫婦別姓制度を導入すべきである。
-----	---	-----	--

「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項

○ 配偶者控除および年金の第3号被保険者制度の見直しにあたっては、課税最低限度額および最低賃金を大幅に引き上げ、最低保障年金制度を創設すること。
○ 「性別による差別的取り扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されること」（基本認識）や第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、農業及び自営業の家族従業者の労働を正当に評価するために、所得税法第56条は廃止すること。

○ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、国民健康保険加入者が病気や出産のときに安心して休めるように傷病手当、出産手当を給付する 制度を確立すること

○ 夫婦同姓の強制は、個人の自由、個人の尊厳、婚姻における両性の平等を掲げる憲法に反している。旧姓使用の拡大・周知は「不便さ」の若干の減少にはなっても根本的解決にはならない。姓は人権である。第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見及びその他の国連人権機関の勧告に応え、速やかに選択的夫婦別氏制度の導入、出生届における嫡出子か非嫡出子かの記載の差別撤廃のため、民法・戸籍法を改正すること。同性婚の法制化を行うこと。

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

基本認識

第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、教育、雇用、公的活動を含む家族及び社会における男性と女性の役割と責任に関する家父長制的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが執拗に存在していることに懸念を示し、その撤廃のために、「積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評価を確保すること」を勧告した（パラグラフ26a）。勧告の内容を実施するうえで、教育の果たす役割は大きく、ジェンダー平等教育推進の方策が第6次計画には盛り込まれるべきである。

「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項

第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見を踏まえ、以下の事項を盛り込むべきである。

○ セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む、子どもの発達に応じた包括的セクシュアリティ教育を教育課程に位置づけること

○ 根強い固定的性別役割分担を是正し、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。

○ 教科書に日本軍「慰安婦」などの戦争の実相を記述すること。

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

基本認識

素案には、「女子差別撤廃委員会対日審査や」と記載されているが、「女子差別撤廃委員会対日審査、総括所見に真摯に向き合い、その実現のために施策の遂行や法制度の見直しを行う。」と加筆すべきである。

「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項

・ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、「女性差別撤廃条約選択議定書批准は早期に批准する。」とすること。

国連で選択議定書が採択された1999年から26年間、日本政府は批准の検討を続け、男女共同参画基本計画も「真剣な検討を進める」と同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度である。女性差別撤廃委員会は先の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。

・ 女性差別撤廃条約の周知度を高めることを明記し、目標値として少なくとも50%を設定すべきである

・ 「慰安婦」被害は旧日本軍による「紛争下の性的暴力」であり、その人権回復を行わないことによる人権侵害は現在も続いている。日本政府は「慰安婦」への人権侵害の事実を認め、政府の責任を明確にした公的謝罪、被害者本位の補償、教科書への記載により、すべての関係国の被害女性の人権回復を行うこと。

241	女	70代	113	国内の推進体制を充実してほしい。 男女共同参画社会基本法ではあるが、義務を規定した性差別禁止法がない。 基本法第13条を受けた基本計画は五年ごとに改訂されているが、第5次基本計画でもCEDAWから再三の勧告を受けている「性差別禁止法の制定」「選択議定書の批准」「選択的夫婦別姓制度の導入」についてモニタリングの対象となる成果目標に含まれていない。
242	男	50代	110	1(2) 具体的取組 イ. 女性差別撤廃条約の…「①女性差別撤廃条約の・・政府に対して要請する。」との記載について、 皇室の皇位継承に関して男女平等の観点から皇室典範を改正するような勧告がなされていますが、これは、不当な干渉であり断固反対です。日本国政府も否定的見会を表明していますが、「政府に対して要請する。」ではなく、「わが国古来の伝統、大切な皇室についての不当な勧告については断固反対する」との文を盛り込むべきである。
243	団体として提出	団体として提出	109	P109【基本認識】 第3の0で、「女子差別撤廃条約対日審査」に言及があり、「国連女性の地位委員会等の意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動要綱に沿った取り組みを進める。」とありますが、本来は、p 1第1部基本的な方針でも述べられるべきであり、他の分野でも適切な箇所において都度述べられるべきです。女性差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取り組みを進める、ということは本計画の基本におかれるべきです。 女性差別撤廃条約を国外だけでなく国内の様々な法制度、施策などに反映させるために、第12分野だけでなく第1部にも記述すべきです。
244	団体として提出	団体として提出	110	P109(2) 具体的な取り組み イ② 「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」とありますが、これまで真剣な検討を重ねてきての課題や障害は何なのか、毎回同様の記載は到底納得できるものではありません。 【基本認識】の03「女子差別撤廃委員会対日審査や北京+30を踏まえた国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」を具体化するならば、「女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結をする」とすべきです。

245	男	70代	-	第3分野続き 有期雇用労働者が無期転換しても、正規雇用者にはならない。その結果、正規社員と同様の仕事をしながら賃金格差の是正を求めることができない実態がある。まさに法の谷間に置かれており、改善は急務である。過去の労働政策審議会で公益委員が、無期転換すれば雇用不安が無くなるので賃金は下がってもよいとの趣旨の発言があったが、このような公益委員の選任は問題である。 41Pのハラスメントに対する取組、現在の法体系はハラスメントに関し、いくつもの法律に分かれ、さらに問題なのは、「ハラスメントは禁止」とされていない。過去財務省事務次官のセクハラ事件で麻生大臣が「セクハラ罪という罪はない」と発言(2018.5)したことは記憶に新しい。 様々なハラスメントは罪であり禁止することが必要であり、ハラスメント禁止法としてまとめる必要がある。 第10分野 同氏戸籍制度は明治以降の制度であり伝統でもなく、選択的夫婦別姓制度は同姓を望む人々に何らの影響も与えない。別姓を望み、仕事上の大きな支障を受けている人々に不利益を強いることは許されない。直ちに選択的夫婦別姓制度の導入を求める。 第12分野 国会の関与を求める記述を加えるべきである。 女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告総括所見」は、条約の完全な履行に向けた立法権の重要性が強調され、「国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本条約の実施に関して必要な措置を採るよう促す。」と勧告している(第8パラ)。しかし「具体的取組」のイでは、男女共同参画会議は「必要な取組等を政府に対して要請する」と記載されているのみで、国会への働きかけについては記載がない。よって、「国会に対しても積極的な取組を要請する」旨を加筆すべきである。 選択議定書の批准については、「早期に締結する。」と明記すべきである。条約の実効性を高めるためには、選択議定書の批准が不可欠であることを明確に示す必要がある。 女性差別撤廃条約の周知度向上についても、具体的な施策として明記すべきである。特に、周知の目標値として少なくとも50%を設定することで、政策の実効性と進捗管理が可能となる。
246	女	60代	-	『国連の女子差別撤廃委員会の勧告自体に誤りがあり、吟味せずにこの勧告に従うべきではない』 『皇統や夫婦の氏は国の文化に根差したものであり、国固有の文化は尊重されるものであって勧告対象とすることは誤り』 『人工妊娠中絶を合法化及び非犯罪化、16、17歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすなど、生命軽視に繋がる勧告が多く含まれており、受け入れられない』
247	女	70代	-	p8 基本的方針の中で国際的潮流を取り入れることに言及しているが昨年の女性差別撤廃委員会の勧告についてどのように受け止めるのかを第6次素案に触れていない。 また、この素案を読み込み意見を述べるための時間が短かすぎる。
248	女	50代	8	(5) 国際的な潮流に、 2024年10月に女性差別撤廃委員会 (CEDAW) と日本政府との建設的対話が行われ、その結果、最終見解が出され、日本国内におけるジェンダー平等に関する課題が明らかになった ことを入れてください。

249	団体として提出	団体として提出	-	性別役割分担意識をはじめとした個人・社会の意識がまだまだ変わっていないこと、また仕事と生活の両立のしにくさにある背景など、社会情勢の記述について異論はない。 どう解消していくのかが重要だが、その点が極めて不十分と言わざるをえない。個人の意識変革以外の具体的な分析がなく、指導的地位の割合をはじめとした未達成の課題について、責任ある検証もない。 「ジェンダー」はつくられた男らしさ・女らしさで、政治的・歴史的に押しつけられてきた性差である。ジェンダー平等は個人の意識変革だけではすまない。日本は女性差別撤廃委員会から再三勧告を受けている。条約の批准国として、撤廃委員会からの勧告に基づき、国際的な流れと世界の到達点をふまえながら、具体的行動を明記すること。また、個人の努力や意識変革だけでなく、本来の意味でのジェンダー平等を国として実現していく決意をしっかりと明記すべきである。
250	女	60代	-	長労働時間を規制する法的な拘束力を強めない限り、長時間労働は余力のある大企業以外は働き方改革は進まない。ジェンダー不平等、性別役割分業から自由になるには男女ともに短い時間で家庭責任を対等に担うしかないのに長時間労働規制を人任せにしていたら永久にジェンダー平等の実現はない。女性議員を半分にするためにはクウオター制を法制化して行わない限り女性議員は増えない。 国が主導してジェンダー平等を達成するという意思が全く見えず、少子化で働き手に女性も欲しいから何とかしようレベルで考えていたら日本は永久にジェンダーギャップ下位のままで、取り残されてしまいます。女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ選択議定書を批准しせめて選択的夫婦別姓の早期の成立を目指すくらい入れてほしいです。男女が働いてくれないと働き手が全く足りないのにここで思い切った政策を打ち出さないか限り生き残れないと思います。思い切ったワークシェアリングで男女がほぼ全員働いてくれるようになった、また結婚もするようになったオランダに倣ってははどうでしょう。
251	男	50代	110	令和6年の国連女子差別撤廃委員会からの勧告について、日本政府は日本の国柄である皇室の在り方や文化伝統を考慮して抗議しましたが国連は受け入れずに、その国連勧告は改正されていない事は非常に憤りを感じます。また日本政府の見解と相反するその国連の主張にそって我が国の男女共同参画局のサイトに掲載されており、男女共同参画基本計画素案では、その問題とされている国連勧告に沿って各府省が取り組みを行い、報告を求める記載になっているため、「国連勧告に対して取り組みと報告を求める記載」の文言削除を求めます。 この国連勧告には政府が抗議した内容の他にも間違った内容を元にした内容も含まれている。例としては国内に積極的に夫婦別性を希望する女性が多く存在すると記載しているが、国内世論調査では国民の7割は夫婦同姓を支持している実情を国連は誤認しています。また生命を軽視するような不適切な項目も含まれています。 政府や日本国民の意思に反する上記の誤解を防ぐために、この国連勧告文書を男女共同参画局のサイトから削除を求めます。

252	女	60代	9	基本的な方針では、わが国の文化や国内の様々な影響を多角的かつ慎重に見定めながら取り組んでいく必要があることが重要であると思います。 昨年（令和7年）の女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告には、不適切な内容が含まれており、日本政府は、国連女子差別撤廃委員会に抗議をし、勧告の改正を求めました。しかしながら、当委員会はこれに応じず、改正のないまま、当勧告が男女共同参画のサイトに掲載されています。 抗議内容を反映していない当勧告に対して各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を要請することは、不適切であり、社会に混乱をきたすことになるかと懸念します。 昨年発出された国連勧告の背景に、日本国内で活動するNGOのプレゼンテーションがあると知りました。そのプレゼンテーション内容には、日本国内の実情を正しく示していないものもあることから、国連勧告の内容に適切ではないものが含まれていると感じます。 事実として、政府の見解と異なる点が含まれていることから、吟味することなく、様々なリスクを鑑みずに女子差別撤廃委員会の最終見解（勧告）に対する取組みを進めることがないよう、男女共同参画のサイトでは、当勧告の文書をそのまま掲載するのではなく、取組を保留とするなど、アクセスする人が吟味せず取組を行わないよう注意喚起をすべきと考えます。 また、素案 基本的な方針 2、5.「国際的な潮流について」の最後の記載では、「こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、我が国の文化や国内の様々な影響を多角的かつ慎重に見定めるガバナンスの仕組みを設け、取り組んでいく必要がある。」というわが国の影響を見定める文言を加え、特に、国連勧告内容の適切性、妥当性を審議するガバナンスの仕組みを設けることを求めます。
253	女	70代	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 冒頭の「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）は、以下略」の前に次の文を加えるべきである 「日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。」 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 ？ 2003年に「あらゆる分野に2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待する」との目標「202030」を掲げながら実現せず、「2020年代の可能な限り早期に」としたが、25年を経過しようとする今も全く実現していない。素案には計画がなぜ実現しないのか、政府としての分析もなく、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスとか個人の責任かのような書きぶりは問題である。 財界要請により均等法と同時に導入した3号被保険者制度の存在が、女性を低賃金のパート労働や非正規労働に押し込め自立を妨げてきた政策の誤りを認識し、企業の意識を変えるべく舵を早急に切るべきである。 ？ 日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にあることを認識すべきである。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 2009年女性差別撤廃委員会の第4回日本報告審議後に策定された第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記している。 第6次計画の策定でも2024年の女性差別撤廃委員会の日本報告審議と最終見解を踏まえ、第1部「基本的な方針」に、委員会による勧告（2024）を尊重し、各分野の勧告の実現に向け具体的な方針を明記すべき。

254	女	60代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項(10P)の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にするべきである。 本素案の第12分野で、1持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の(2)具体的取組に「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが(110P)、昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における勧告36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体(市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うのは当然と考える。 また、(2)具体的取組に「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs(第5目標はジェンダー平等)は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げ、いち早く国際水準に追いつくことが急務である。
255	女	50代	8	国際的な潮流を重視しているのであれば、「女性差別撤廃条約選択議定書」への批准を明記してください。第5次計画には「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と記載されていましたが、本計画には記載がありません。真剣な検討の結果どうなったのか、批准に向けた文言の記載をお願いします。
256	女	70代	-	素案作成ご苦労様です。 (1) ページ数が多いのにあまりに締切りが早くびっくりしています。大事な案件です。せめて3倍の期間が必要ではないでしょうか。 (2) 国際機関から早期の批准をと何度も勧告がなされ、国民的な要望ともなっている選択的夫婦別姓という言葉がないのは納得がいきません。「さらなる検討を」と腰の引けた、ジェンダー平等社会の実現に反する結論を出していることは誠に遺憾です。国会でも論議が尽くされ司法の側からも早期の解決が要望され具体的に被害を被っている国民が多くいることに真摯に向き合ってほしい。選択的夫婦別姓実現すべきと答申してください。 (3) 昨年の国連女性差別撤廃委員会勧告でたくさんの是正すべき点が出されました。国際機関の勧告は日本の世界的にも低いジェンダー平等度を改善すべき指針です。真摯に受け止めこれらすべてについて具体的に解決策を検討し示すべきです。
257	女	60代	10	意見 「30%目標」→「50%目標」とする。 理由1 110Pで、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とある。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体(市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由2 110Pで、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女50%50%目標を掲げるべきである。

258	女	70代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にしてほしい。 本素案の第12分野で、1 持続可能な開発目標 (SDGs) や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の (2) 具体的取組イに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが (110 P)、昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきと思う。 また、(2) 具体的取組アに「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs (第5目標はジェンダー平等) は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げるべきである。
259	女	70代	-	国連女性差別撤廃委員会の勧告を反映した具体的な施策をもっと入れてください
260	女	40代	10	P 10 3 (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項-2 【意見】ジェンダー平等の数値目標は「50:50」とし明確に 現在の政策では、政治・経済などあらゆる分野での女性の登用目標が「30%」とされることが多くありますが、これは1980年代に国際的に用いられた「最低限の目安」であり、もはや十分とは言えません。 国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) も、繰り返し日本に対して「数値目標を50%に引き上げるべき」と勧告しています。民主主義国家として当然あるべき男女同数 (50:50) のバランスを、明確な国家目標として掲げることが、日本の信頼回復にもつながります。 よって、第6次男女共同参画基本計画においては、ジェンダー平等の数値目標を「50% (フィフティ・フィフティ)」とし、期限と具体的な達成ロードマップを明記すべきです。 主要な国際機関・民主主義国の多くは、すでに50%の数値目標を設定・達成済みで日本は2025年にG7議長国として、ジェンダー政策でも国際的なリーダーシップが求められているからです。
261	女	60代	10	「30%目標」→「50%目標」とする。 【理由】 P110に「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあります。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体 (市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とあります。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきであると考えます。
262	男	40代	10	10ページ (1) (2) について修正意見 「世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」と修正すべきである。なぜならば、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」における取り組み強化が必須であるから。

263	女	70代	1	「男女共同参画社会基本法」で始まる文章の前に「女性差別撤廃条約を実施し、ジェンダー平等度を国際基準に比肩しうるものとしなければならない。」を入れる。 女性差別撤廃条約を批准して40年経つが、日本のジェンダー平等度は国際基準にはるかに劣る。批准すると聞いたときこれで賃金差別や様々な差別もなくなると期待したが、実現したことはほんの少しで多大な時間がかかっている。誠実に条約に沿って制度政策を見直していれば、今のような状況にはなっていないと思っている。 ジェンダーギャップ指数が実施された時にほぼ同等の位置にあったフランスは今日本のはるか上に位置している。一日も早く日本のジェンダー平等度を上げ、国際社会と協調できる社会となるよう、望みます。
264	女	70代	9	「3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」は第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とすべきである。 男女共同参画を進め、ジェンダー平等度を引き上げるには。女性差別撤廃条約の実現と総括所見の実施がまず必要である。その認識に立ち、取り組むべき事項を見直して、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的な行動を提起してほしい。
265	女	40代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項で、〇2「意思決定過程への女性の参画を…、 「30%目標」の達成と…国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。」とあるが、国連女性差別撤廃条約委員会が日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50:50のパリティに引き上げることが勧告されている。「国際的水準も意識しつつ」と書くなら、この勧告に留意した目標と具体的な施策を記載すべきだ。 この間、政府が「30%目標」を掲げながら達成できなかった原因の分析がなされておらず、責任ある検証が必要だ。 法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実現を具体化することが、国際社会の流れ、世界の到達点を意識した方針作成の大前提である。これを無視してはならない。次の項目を付け加えるべきだ。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すべきだ。 労働者の約4割が非正規雇用労働者で、低賃金は低年金につながり、女性の貧困を生涯にわたって固定する。女性の賃金是正を進めることを求める。 出生数減少は、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさが大きく影響をしている。男性の育児休業取得の推進や若い世代の所得向上を目指しているが、十分ではない。より具体的な施策を明記すべきだ。 最低賃金の近傍で働く非正規労働者が多く、地域間格差が大きく影響し、賃金の高い都道府県への人口流出が顕著である。全国一律最低賃金制の確立を明記すべきだ。
266	団体として提出	団体として提出	1	冒頭に「女性差別撤廃委員会の2024年総括所見と勧告を尊重し、その実施に取り組むこと」を明記してください。 女性差別撤廃条約は法的拘束力ある国際規範です。日本は、女性差別撤廃条約をしっかりと実施して、女性の権利を国際基準にし、ジェンダー平等への国際的潮流に合流していくべきです。 2010年の第3次基本計画では、前年の女性差別撤廃委員会の総括所見を重視し、「第3次基本計画策定にあたっての基本的な考え方」において、以下のように述べています。「女性差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」 日本のジェンダー平等を遅らせている原因は、法整備や各種制度の見直しにおける政治の遅れです。

267	女	70代	1	昨年の国連女性差別撤廃委員会日本報告における「総括所見」を真摯に受け止め、第6次男女共同参画基本計画に具体化すること。
268	団体として提出	団体として提出	全体	・パブリックコメントの募集期間が20日あまりというのは短すぎる。行政手続法に基づかない「任意の意見募集」とはいえ、「原則30日以上」と定める法令に反して期間が短く、市民参加をないがしろにする点で問題がある。 ・第6次計画そのものが、日本国憲法や女性差別撤廃条約などの国際規範や勧告、国際合意に基づくものであるとの姿勢が弱い。国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告している、民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書批准、所得税法56条改正等について、期限を決めた実施計画を盛り込むべきである。 ・第3分野の標題に「雇用」という言葉を盛り込むべきである。 ・第12分野の標題に第3次計画まで掲げられてきた「平等・開発・平和」という言葉を復活させることを求める。第4次計画から「平等・開発・平和」の標題が消え、その後、平和分野が著しく後退している。アジアへの侵略戦争の加害国、唯一の戦争被爆国の女性として、また、憲法擁護義務のある国家公務労働者の女性として、憲法9条擁護と核兵器廃絶は国際的責務と考える。
269	女	50代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項(10P)の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にしていきたい。 本素案の第12分野で、1持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の(2)具体的取組イに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが(110P)、昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における勧告36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体(市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 また、(2)具体的取組アに「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs(第5目標はジェンダー平等)は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げるべきである。
270	女	60代	1	「独立行政法人男女共同参画機構法」について、本年6月に参議院内閣委員会において採択された附帯決議の「一」に示された「女子差別撤廃条約にのっとり」とある文言の主旨が実現されるべく、特に以下に示す3点に対応する政策は必須である。 9. 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな締結 19. ジェンダー平等政策の具体化に対応し得る独立した公的機関の設置 21. 国際連合からたびたび設置勧告を受けながら、長年にわたって積極的に実現に向けた動きが一切見られない「政府から独立した国内人権機関」の速やかな設置 特に9.の「女子差別撤廃条約選択議定書の締結」及び21.の「政府から独立した国内人権機関の設置」は先進国として欠くべからざる条件の重要な部分であり、男女共同参画を謳いながらこの法のどこにも言及のないこと自体が国際基準に遠く及ばない我が国の実態を示しており、この法の大きな欠格点である。 したがって今般成立した独立行政法人男女共同参画機構法を土台とする、第6次男女共同参画計画素案は根本的に欠陥があると言わざるを得ず、いやしくも先進国として提示するには恥ずべきものであるとの自覚を持って見直しを求めたい。

271	女	40代	-	1) 女性差別撤廃条約を国の基本計画の基準にするべきです。その点から第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」に関する内容は、基本計画の最初に位置するべきであり、「第1部基本的な方針」に反映が必要です。2) 選択議定書の批准は「時間がかかりすぎている」「いかなる障害にも速やかに対処し取り除くよう」勧告されています。第2部第12分野(2) 具体的取組イ(2)「選択議定書について真剣な検討を進める」とありますが、「早期に締結する」として下さい。 3) 政府から独立した国内人権機関の早期設立、包括的差別禁止法の制定を明記して下さい。 4) ジェンダー平等省を創設し、女性・市民団体と連携することを明記して下さい。女性比率(指導的地位、管理職)の目標値におけるパリティを掲げて下さい。 5) 「フォローアップ項目」は2年以内に報告を求められ日本の姿勢が問われることから全体の基調にかかわります。第12分野(2) 具体的取組(1)「同委員会に提出する」とありますが、国際的な基準に真摯に向き合う姿勢を示すために、4項目の進捗、期日目標を表記して下さい。(1)選択的夫婦別姓制度の実施、(2)女性が立候補する際の供託金300万円の減額、(3)すべての女性と少女の緊急避妊薬を含む現代的避妊法へのアクセスの提供の実現、(4)人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃するよう法律の改正)。 6) 「包括的性教育」の実施を明記してください。女性の人権を保障する基本計画に「包括的性教育」は必須です。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」により「包括的性教育」はカリキュラム化され、アンコンシャス・バイアスを取り除く内容や、性加害・性被害に関する内容、情報への対応など、多様なセクシュアリティへの理解を深める人権教育として国の政策の基本に位置づける必要があります。義務教育はもちろん生涯教育としても「基本的な方針」に明記して下さい。2024年7月3日に旧優生保護法による強制不妊手術に対する最高裁判決を受けて、2025年3月6日に全国優生保護法被害弁護団と優生連から出された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画に関する見解」でも障害女性の複合差別解消に向けての「包括的性教育の実施」が求められています。
272	女	60代	10	「30%目標」→「50%目標」とすべきである。その理由は、まず、1) 110ページには、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが、第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体(市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。次の理由として、同じく、110Pで、「ア 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた連携及び推進」があり、SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきである。以上の二つの理由から、第6次でも「30%目標」では、世界に向けて恥ずかしすぎる。

273	団体として提出	団体として提出	1	基本的な視点と取り組むべき事項について(2)意思決定「30%目標」の達成とあるが、国連女性差別撤廃委員会は日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50：50のパリテに引き上げることが勧告されている。パリテの実現、またはその実現のための具体的な施策を記載すべきである。 性別役割分担意識について、具体的な分析や、未達成についての責任ある検証等の記載がない。 全労連女性部は、国連女性差別撤廃委員会日本審議に向け独自レポートの作成とロビイング活動を行った。労働分野11勧告、計60勧告が出されたが、勧告に基づいた計画が出されていない。条約批准国として、勧告に基づき、国際的な流れと世界の到達点を踏まえた取り組みが不可欠であり、勧告を無視し続ける政府の責任は大きい。以下について盛り込むことを求める。 (1) 法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実施を具体化することが、方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すること。 (2) 「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因に挙げているが、意識の温存と、長時間労働、性別役割分担意識を利用してきた政策に問題がある。労働分野『一般職』『総合職』コース別管理政策の見直しや、ILO第190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を早急に批准し、個人通報ができる独立した人権機関の設立を、国の責任で行うこと。 (3) 自治体の防災・危機管理部局における女性職員は1割余にとどまっていることが、対策に大きな影響となっている。公務員数（正規）を、諸外国並みに増やすとともに、十分な予算を確保すること。 (4) 出生数減因は、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどが大きく影響している。男性の育休の取得推進や若い世代の所得向上などを目指しているが十分なものとはなっていない。具体的な施策を提起すること。 (5) 労働者の約4割が非正規で、低賃金は低年金に繋がりがり女性の貧困を固定化する。女性の賃金は正をすること。 (6) 最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者が多くいる。加えて地域間格差が大きく影響し、最賃の高い都道府県の人口流失が顕著である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める
274	女	60代	10	「意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成」（P10）とあるが、50%にすべきである。 理由 1 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解においては「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由 2 11 OP、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 202030では2020年までに30%うい目標としていたので、2030年を目標年度とする第6次男女共同参画基本計画においてはSDGsの男女5050目標を掲げるべきである。

275	女	60代	1	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 「男女共同参画社会基本法は、その前文において（～～）としている。」の前に次の一文を加えることを提案する。 『日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。』 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 (1)冒頭では、概括的な記述がなされているが、現状分析の視点や基軸が不明確である。ジェンダー平等の視点を明確にした上で、現状認識を示すべきである。 (2)「男女共同参画は徐々に進んでいるが、まだ遅れている部分もある」という趣旨の表現が随所に見受けられる。遅れの原因として、固定的性別役割分担意識の残存や、アンコンシャス・バイアスといった国民の意識の問題が挙げられているが、この認識は適切とは言えない。日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にこそあるのであり、意識の変化が制度改革を先導するものではない。 (3)社会構造の変化については詳細に述べられているが、格差や差別、貧困の拡大により、中間層が解体され、「身分的差別」とも言いうる階層間の分断が進行しているという深刻な現状が十分に捉えられていない。これらの問題は、社会的な暴力の温床ともなっており、より踏み込んだ分析が必要である。現状では、項目の羅列に留まっており、構造的な理解に欠ける印象を受ける。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記されている。このような先例を踏まえ、第1部「基本的な方針」にも、女性差別撤廃委員会による勧告（2024）を尊重する旨を明記すべきである。
276	女	60代	10	意見 「30%目標」→「50%目標」とする。 理由 1 110Pで、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とある。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由 2 111OPで、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきである。 以上の理由から、第6次も30%目標では、世界に向けて恥ずかしすぎる。

277	女	60代	10	「30%目標」を、この計画では「50%目標」とすべきである。日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に引き上げるための施策が、日本の未来のために待ったなしである。数々の国際舞台で官民一体となった他国の努力に比して、大きく後れをとっていることは毎年のジェンダーギャップ指数で突き付けられている事実である。「基本的な視点と取り組むべき事項等」は、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべきである。第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。女子差別撤廃条約を批准している日本は、この勧告に従い、パリテを明記して、そこへ到達するための数値目標を示し、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。 第6次計画は2030年を目標年度と予想される。SDGs達成に向けた目標年であり、第5目標のジェンダー平等は世界の平和と幸福の礎となる柱となるべき目標である。203050（2030年に男女50:50）を目標として掲げるべきである。
278	女	50代	-	ジェンダーギャップ指数118位の日本が女性の状況を改善していくためには、2024年秋に出された女性差別撤廃委員会日本報告総括所見に応える内容にすることを基本とすべき。 特に雇用分野については総括所見で11項目もの勧告が出されたにも関わらず、6次計画では雇用分野がなくなり、各分野にばらばらに書かれていることは問題。雇用の分野で何をすればよいのか関係者が把握しにくく、わかりづらいものとなっている。ばらばらに各分野に盛り込むのではなく雇用の分野として、まとめることが必要だ。 機会の均等ではなく、結果の平等を進める視点が必要だ。意思決定機関や指導的地位の女性割合は30%ではなく、半々を目指すべき。そのために他国で行われ確実な効果があることが確認されているクォータ制やポジティブアクション、パリテ法の導入の提起が必要だ すでに批准している女性差別撤廃条約の実効性を高めるために採択された女性差別撤廃条約選択議定書については「検討」の段階は終わっている。「速やかな批准」を書き込み、実現に向けた工程を明らかにすべき。 ハラスメントをなくすためにILO160号条約批准を速やかに行うことを書き込むべきだ。 とにかく世界的に遅れている日本の男女平等をいかにして引き上げるかが問われていることを緊張感をもって書き込んでほしい。
279	女	50代	9	36次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等の最初の項目、および （1）基本的な視点及び取り組むべき事項に、 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化をおこなっていくとともに、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。 ことを入れてください。 （参考：第3次基本計画p.1）

280	女	50代	-	p6 (2) 男性が育児休業に抵抗感があること。このことも、幼少期から性別に基づく固定観念はもちろん、個人個人の人権感覚、境界線、などといった学習する機会を奪われていることも一因だと思います。教育のネグレクトです。包括的性教育（以下CSE）を道徳教育の代わりに実施して下さい。 性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けて。この件についても、幼少期からのCSEを実施する重要性があると考えます。幼少期の子どもの「嫌」という感覚を大切にする。大人は子供の「嫌」を尊重する。一方的に教えるだけでなく、自分で考え行動できるようにする。性犯罪・性暴力が何なのかを認識できるようにする。という事等々、いい加減、日本でも必要です。実際に、私達は幼少期から性別に関係なく、性犯罪・性暴力の被害者となっているのですから。痴漢と呼ばれる性犯罪・性暴力の被害経験者は、かなり多いと思います。 法律で網羅されるハラスメントの範囲が狭すぎると思います。職場だけで起きることではないからです。 p7, (4) 上から3つ目の○「誰もが、性別に関わりなく〜〜暮らせることが不可欠である」この文章は、まさにその通り！だと思います。それを妨げる原因も分析されてい流なので、原因への対策を考え実施して欲しい。 災害時の男女のニーズの違いも、把握されており、引き続き対策のブラッシュアップに取り組んでほしい。 p8 (5) 我が国も賛同している「誰一人取り残さない」社会。参院選では、排外主義的な発言が公の場で堂々と語られたことは、残念でなりません。 文字通り「誰一人取り残さない」社会なので、外国にルーツのある方々もひっくるめたアジェンダの前文にある「すべての人々の人権を実現〜達成することを目指す」を実現して下さい。 下から6行目からの文章にある、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する組織への支援を強化して下さい。CEDAWに対しても行なって下さい。 また、すべての性の人に対して、あらゆる形態の暴力を根絶して下さい。 p9, (5) 国際社会においてWPSの推進や、国連で採択された「未来のための約束」においても、具体的に取り組んで欲しい。また、国連から勧告を受けた時には、勧告を受け止め改善して下さい。 p9, 3すべての性別の人が、well-beingの実現に繋がるような取り組んでほしい。
281	女	80代以上	8	第1節 基本的な方針 (5) 国際的な潮流 冒頭に次の1節を入れる。 令和6(2024)年10月、女性差別撤廃条約の第9次日本政府報告に対する建設的対話が、女性差別撤廃委員会と政府代表団との間で行われ、その結果、同委員会から総括所見（最終見解）が、提示された。総括所見は、まさに日本がジェンダー平等社会を実現するためのガイドラインである。日本は、総括所見に盛り込まれた勧告を誠実に履行し、条約締約国の義務を果たさなければならない。 【理由】 第3次男女共同参画基本計画（2010年）は、策定の前年に、女性差別撤廃委員会の総括所見が発出されたため、その実施に向けた計画となっていた。第6次計画も、第3次計画を参考に、総括所見の勧告を実施するための計画にするべきである。
282	女	60代	10	（１）基本的な視点及びとりくむべき事項 ○国連女性差別撤廃条約を批准する国として、2024年CEDAW勧告を踏まえ、日本政府に対して出されて総括所見に対し、ひとつでも多くの勧告課題を早期に克服していくことを明記すべきである。

283	女	50代	10	指導的地位に占める女性割合の目標は「30%」では不十分であり、「50%」を目標にすべきです。目標はモチベーションが上がる数値でなくてはなりません。 110ページに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とありますが、女子差別撤廃委員会が第9回報告に対して示した最終見解36(d)では、「第5次計画で掲げられた30%目標を、第6次計画においては50対50に引き上げるよう」勧告しています。女子差別撤廃条約を批准している日本は、この国際的勧告を尊重し、目標を引き上げるべきです。 同じく110ページに「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が記されています。SDGsは2030年を達成年限としており、第5目標にはジェンダー平等が掲げられています。第6次計画も2030年を視野に策定される以上、「50%」という数値目標を設定することが国際社会への責任ある対応でありましょう。
284	女	50代	10	意見 「30%目標」→「50%目標」とする。 理由1 110Pで、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とある。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由2 110Pで、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女50対50目標を掲げるべきである。
285	女	70代	1	丸数字4の「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」は、「あらゆる分野に女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領の視点を取り込み」とする
286	女	70代	1～	第1部 基本的な方針 ⇒ 第5次計画には、世界の中での日本の政策が遅れをとっていることなどが記載されていたが、今回の素案では、例えば、ジェンダーギャップ指数がこの20年ほどの間ほとんど変化がないこと、そのためいわゆる「先進国」の中では最低の118位というランクに甘んじていることについて、何の言及も、総括もない。また、昨年10月の国連女性差別撤廃委員会の様々な「勧告」についても触れていない。女性差別撤廃条約を批准しているにもかかわらず、現在の日本のジェンダー平等状況が、その「国際基準」に照らしてどうなのかということは、政策立案のための重要な根拠になるはずなのに、である。「世界の中での日本の現状」についての「評価」（正負含めて）を、条約に照らして記載することを要望する。

287	団体として提出	団体として提出	全体	・国連女性差別撤廃委員会は日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50：50のパリティとその実現のための具体的な施策を記載すべきである。 ・性別役割分担意識について、具体的な分析や、未達成についての責任ある検証を実施するなどの記載を盛り込むこと。 ・法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実施を具体化することが、方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すること。 ・「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因に挙げているが、意識の温存と、長時間労働、性別役割分担意識を利用してきた政策に問題がある。労働分野『一般職』『総合職』コース別管理政策の見直しや、ILO第190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を早急に批准し、個人通報ができる独立した人権機関の設立を、国の責任で行うこと。 ・自治体の防災・危機管理部局における女性職員は1割余にとどまっていることが、女性視点の対策に大きな影響となっている。ジェンダー平等を重視した災害対策を進めるため、具体的な対策を明記すること。 ・出生数の減因は、経済的な不安や仕事と子育ての両立の難しさなどが大きく影響している。男性の育休の取得促進や若い世代の所得向上などを目指しているが十分なものとはなっていない。具体的な施策を提起すること。 ・労働者の約4割を占める非正規労働者の多くは女性労働者であり、女性労働者の低賃金が低年金に繋がり、女性の貧困を固定化する。女性の賃金是正をすること。 ・最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者が多くいる。加えて地域間格差が大きく影響し、最賃の高い都道府県の人口流失が顕著である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。
288	女	60代	8	p8 (5) 国際的な潮流の部分 素案では、「○ 男女共同参画社会基本法第7条で?は、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければ?ならないとされている。こうした中、平成 27(2015) 年9月 に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む・・・」とある。 【意見】 「潮流」とは、「時勢の動き。時代の傾向」の意味である。であるならば、10年前の2015年SDGsの見解も重要と考えるが、それに加え、昨年2024年10月の「第9次日本政府報告総括所見」フォローアップ項目を明記すべきではないか。これこそ現代の潮流ではないだろうか。10年前のSDGsアジェンダの解説の部分を、昨年の「第9次日本政府報告総括所見」フォローアップ項目に替えるべきであると考えます。

289	女	80代以上	11	●第1部 基本的な方針 3 6次計画における基本的な視点及び取り組むべき事項等（9～11頁） 下線語句の加筆等を求めたい。 1）1行目、「女性も男性も暮らしやすい」の前に、「個人の尊厳が重んじられ、」を加筆すること。（9頁） *理由：素案2（5）国際的な潮流3つ目の○では、「未来のための約束」に言及し、注48（9頁）でポイントを「人権やジェンダー等への留意と課題に対するコミットメントによる具体的成果を実現するもの」とし、「こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、日本でも取り組んでいく必要がある」と述べる（9頁、（5）末尾）。よって1行目の冒頭に上記を加筆し、計画の基本的な視点が、国連を軸にした国際的議論（人権やジェンダー等への留意）を踏まえていることを明示する必要がある。 2）（1）基本的な視点及び取り組むべき事項（2）4行目文言を修正（10頁） 「国際的水準も意識しつつ、」→「国際的水準「50%目標」の達成を目指して *理由：国連を中心としたジェンダー平等達成の国際的水準は「パリテ」である。CEDAW総括所見2024も、日本に対してすべての意思決定過程の男女比の目標値を「6次計画では、50：50のパリテに引き上げること」を勧告している（パラ36（d））。2035年を見据え、6次計画に国際基準「50%目標」を掲げ、取り組みを加速することは極めて重要である（…「も意識しつつ、」の文言では曖昧）。 3）（1）基本的な視点及び取り組むべき事項（8）2行目の文言を修正すること。（11頁） 「…制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。」 →「制度・慣行が個人としての尊厳に留意した男女の社会活動の選択を可能にするものとする必要。」 *理由：制度・慣行の「中立性」とはなにか。この言葉は屡々使われるが、内容についての議論は不十分である。(1)～(7)に列挙された「取り組むべき事項」のすべてが、「男女の社会活動の選択」に関わる制度・慣行の制約を受ける。「中立性」の議論の前提として、法制度・慣行の改革に向けた課題解決において（例、選択的夫婦別姓制度の導入等）、多様な個人の「尊厳の平等」という憲法上の国民の権利保障（13条、14条、24条）、女性差別撤廃条約等日本が批准した9つの人権条約の内容を再確認し、それらに則した法制度・慣行の「不断の見直し」が求められる。
290	女	80代以上	-	女性差別撤廃条約については男女共同参画の基本的な方針として第一部で述と思うが言及していないのはなぜか。 女性差別撤廃条約を基本に置くことを明記するよう要望する。 また選択議定書の批准も地方議会から意見書が発せられている。 速やかな批准の実施を求める。

291	女	70代	5	「（２）意識・価値観の動向・変化」の「固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。」に「さらに、アンコンシャス・バイアスを生み出す制度・慣習なども見直す。」を追加する。 ２ページの「２ 社会情勢の現状、予想される環境変化」の文章に「また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っている。」と不十分ながら認識しているのはよいと思う。しかし、この部分以外にも多用されているが、アンコンシャス・バイアスの認識を個人の問題としてしていると感ずる。アンコンシャス・バイアスを生み出したものは明治以来の家父長制と家父長制に基づく慣習、富国強兵のために産めよ増やせよと強制したり、良妻賢母教育などがある。 解消に向けた取組は個人の問題とするだけではなく、政策として行われることがまず必要である。 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめて、現状分析と具体的な方策の提起を期待する。
292	女	50代	10	「30%目標」→「50%目標」としてほしい。 理由 OP110で、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあります。第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とあります。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきです。 OP110で、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等です。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきです。 以上の理由から、第6次も30%目標では男女共同参画が進まないと思う。

293	団体として提出	団体として提出	・全体にわたり施策の進捗状況、特に「進展」と評価する施策については具体的なデータを示してください。たとえば、2ページ「女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗もあった」という記載。また、同ページの「男性の育児休業の取得率の向上」に関しては、取得日数（月数）を理解できるように提示してください。2005年に打ち出した「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」についても同様です。 ・すべての取組について、ベースライン指標とともに達成目標と達成期限を定め、進捗状況と成果を評価してください。 ・2ページで言及されているL字カーブは、女性の就業率が20代後半をピークに下がり続けるという意味で、M字カーブより深刻な現象であり、女性の就業環境が改善していない、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難であることの証左と考えられます。その認識を踏まえたうえで、女性の雇用環境改善のための具体的施策を講じてください。 ・同時に、第一子出産後の就業継続率が約7割となったことで「M字型カーブがほぼ解消」と判断できるのかどうか疑問が残ります。どうして3割が辞めるのかに目を向けることが重要であり、その観点からは案でも指摘されている「長時間労働の解消、ケア負担の平等な分担、性別役割分担意識の撤廃」に取り組むことを可能にする制度の構築と実施を進めてください。 ・3ページに記載されている外国人労働者数に関し、素案では男女別のデータが示されていません。男女共同参画基本計画であることを踏まえ、趣旨が理解できる記載にしてください。 ・AI（6ページ）については、「AIによって仕事を奪われる可能性は女性に偏る」という指摘がおこなわれています。また、ディープフェイクを始めとするジェンダーに基づくデジタル暴力は女性、なかでも少女に大きな被害を及ぼすことが懸念されています。そうしたAIの負の影響に対し、男女共同参画／ジェンダー平等の視点から明記し、施策を講じてください。 ・8ページ「国際的な潮流」ではSDGs、さらにゴール5が明記されています。男女共同参画基本計画も、SDGs、なかでもゴール5のターゲットや指標の達成を念頭に置いた計画にし てください。とりわけターゲット5.1「全ての女性及び少女に対するあらゆる形態の差別の撤廃」という観点からは「差別を定義したうえで差別を禁ずる法整備」を進めてください。 ・さらにSDGs ゴール5ターゲット5.6「性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス」という観点からの施策の充実が是非とも必要です。「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」では、「性と生殖に関する健康と権利」という章立てを設け、当該分野へのコミットメントを明確に示してください。女性が自身の選択と決定で「性と生殖に関する健康」を実現するための医薬品へのアクセスや妊娠中絶の際の配偶者の同意要件の撤廃に関する検討を進めてください。 ・また、この関連では、「性と生殖に関する健康と権利」は、43ページを始めとして、素案全体を通じ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」と表記してください。 ・well-beingは厚生経済学では（広義の）「福祉」と表現され、また哲学、倫理学等の他の分野では「幸福」「良い状態」等の言葉が使われてきました。今回の素案において、日本で理解が定着しているとは思えない「多様な幸せ（well-being）」という言葉を、9ページ、12ページを始め随所で用いる背景や意義が良くわかりません。また、幸せの形が多様であることは論を待ちません。「福祉・幸福」といった、より適切な理解しやすい言葉を検討してください。
-----	---------	---------	--

294	団体として提出	団体として提出	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 (P1) 冒頭の「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）は、以下略」の前に次の文を加えるべきである 「日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げること、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。」 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 (P1) (1) 2003年に「あらゆる分野に2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待する」との目標「202030」を掲げながら実現せず、「2020年代の可能な限り早期に」としたが、25年を経過しようとする今も全く実現していない。素案には計画がなぜ実現しないのか、政府としての分析・反省がなく、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスとか個人の責任かのような書きぶりは問題である。 財界要請により均等法と同時に導入した3号被保険者制度の存在が、女性を低賃金のパート労働や非正規労働に押し込め自立を妨げてきた政策の誤りを認識し、企業の意識を変えるべく舵を早急に切るべきである。 (2) 日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にあることを認識すべきである。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 (P9) 2009年女性差別撤廃委員会の第4回日本報告審議後に策定された第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記している。 第6次計画の策定でも2024年の女性差別撤廃委員会の日本報告審議と最終見解を踏まえ、第1部「基本的な方針」に、女性差別撤廃委員会による勧告（2024）を尊重する旨を明記し、各分野の勧告の実現に向けた具体的な方針を明記すべきである。
295	団体として提出	団体として提出	-	①第1部 基本的な方針 国連女性差別撤廃委員会からの勧告について何も書かれていません。 条約を批准しているわけですから、勧告を丁寧に論議して進むべき方向を定めるべきだと思います。 勧告を見死している姿勢は、ジェンダー平等社会の実現に向けた世界の潮流から相当外れていると言わざるを得ません。 ②第1部3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等（10ページ） 第6次の計画に国連からの勧告を盛り込むことは当然です。

296	答えたくない	50代	-	P1 ・「6次計画」において、(略) ジェンダー平等に係る多国籍間の合意・コミットメント(脚注あり)の着実な履行・実施の観点を踏まえ、目指すべき社会として4つの提示が記載されています。 脚注には、持続可能な開発のための2030アジェンダ、女子差別撤廃条約、国連女性の地位委員会、などの件が含まれることがわかります。 しかし、基軸となる4つの柱の文言の中では、「男女」「男女共同参画」という言葉が繰り返して使われており、このままでは二元的性別の概念にとどまることとなるため、多国籍間の合意に基づく「ジェンダー平等」とのニュアンスの違いや現実目標とすべき内容との乖離が生じると考えます。 「男女」「男女共同参画」との言葉を、ぜひ、原典となる言語との齟齬が生じないような表現にすること、「ジェンダー」「ジェンダー平等 (Gender equality)」の言葉のもつ本来の意味と概念がこの基本計画を必要とするすべての人のために、ひいては日本政府や各基礎自治体の指針となるべく言葉の表現を真剣に再考してください。6次計画が、名実ともに、日本国憲法における個人の尊重と法の下での平等を前文で掲げた「男女共同参画者基本法」となることを願います。このままでは、「男/女」という二元的な性別からこぼれ落ちる人を包摂する内容から、かけ離れてしまうと思います。ひいては「男/女」というバイナリーな概念にすべての人を押し込めることとなり、あらゆる性別にとっての福祉、人権尊重から遠のく可能性があると考えます。 P2 本「6次計画」において、「well-being」という言葉が多く記されていますが、これらが万一「親学」などを推進してきた方々からの「日本型ウェルビーイング」に近い概念なのならば、ジェンダー平等やこれまでの「男女共同参画」と相いれない、ジェンダーバックラッシュや性差別の助長を促してきたほどの真逆の方向性とも捉えられる事態です。そうでないことを願いますが、今現在性差別に抗っている人たち、人生を失うほどの傷つきを持ちながら生きなければならない人たちの存在を思うとき、政府が唐突にwell-beingとの言葉をどこから引用したのか、大変に気になります。 幸福であることについて、あえて今well-beingとの文言を使う意図が不明なまま、計画には入れることは反対です。 P10 7)の「大規模災害での男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策(略)」には、文字通り、本来のgender equalityの意味である包括的な性別という観点であることを明記してください。能登の地震の際にも、トランスジェンダー属性への差別・偏見に基づくデマが起きました。無論スフィア基準などをクリアするだけのトイレの設置など、すべての性別にとっての避難所や防災対策、復興対策であってほしいと願います。
-----	--------	-----	---	---

297	-	-	-	1 素案「第Ⅰ部 基本的な方針」 2 社会情勢の現状、予想される環境変化 (2) 意識・価値観の動向・変化 ～ (5頁) 「周囲からの影響を数多く受けることで「性別による無意識の思い込み（アンコン シヤス・バイアス）」を抱くことが考えられることから30、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。成人に対しても、固定的な役割分担 意識や無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。」及び 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項～ (9から11頁) について 意見1 男女共同参画社会基本法において、男女平等の人権意識の形成のためには、社会慣行などを含め、「性別役割分業」の撤廃が必須であり、基本計画の重点施策として位置づけられることが求められている。素案では、「性別役割分業」が今日の日本において「根深い」現状であるとの認識を示している。しかし、払拭できない要因について、「アンコンシヤス・バイアス」の用語を使用して、個人的「意識」の問題であるかのような記載をしているが、日本の法制度の中で大きな地位を占め、「イエ」制度と家父長意識を保持し、社会的規範となっている「皇室」法制度である「皇室典範」及び「戸籍法制度」に対する検討と提言がなされていない。日本の法制度において、「象徴」と位置づけられる天皇とその親族（皇族）法制が、今日まで見直されることなく、いわば女性蔑視の規範を維持したまま、保持されてきたことが親族意識に与えている影響力は多大である。2024年10月に公表された女性差別撤廃委員会の「最終見解」において、「皇室典範」の第1章・皇位の継承、第1条で「男系男子」と定めた規程を条約に抵触しているとの見解が示された。 これは、女性差別撤廃委員会が皇室典範について示した、初めての見解であり、今般の日本において、国民の関心を寄せる課題でもある。皇位の継承問題は、客観的観点から見ると、をこれ以上引き延ばしてはいられない現状があり、また国民の法規範意識から皇族の法制度が遊離することがないような取組みをすべきと指摘されてきた。 女性差別撤廃委員会からの見解の有無に関わらず、男女共同参画会議においては、ジェンダー平等の主流化の視点から、男女共同参画基本計画において位置づけるべき課題であるのではない。 政権内外の中には、女性差別撤廃委員会からのこの見解に対して、「不快」を示し、「最終見解」と委員会への反発があることは報じられている。しかし、そうした現状のまま、男系男子の規程に固執し続け、改正の契機を封印することになるなら、国際社会の中で日本が条約と規範の遵守に背を向けるだけでなく、日本社会における根強い性差別の根幹を放置することに等しい。 内閣府男女共同参画局が所管し、実施・推進する役割を担っている根拠法である男女共同参画社会基本法にも抵触するものである。女性差別撤廃委員会からの「最終見解」を契機に、内閣府は、男女共同参画委員会において、女性差別撤廃条約と男女共同参画社会基本法に乖離することのない、皇室典範の規定の改正を第6次基本計画において示すよう求める責務がある。根源的な性差別の規程とその社会的影響などを検討・分析をジェンダー主流化の観点から行い、第6次計画に反映するよう要望する。
-----	---	---	---	---

298	女	80代以上	全体	(1) 日本が40年前に批准した女性差別撤廃条約は、法的拘束力のある国際規範である。条約をしっかりと実施し、女性の権利を国際基準にすることが、「個人の尊厳が重んじられるジェンダー平等な社会を実現する」ための必須の要件である。よって、女性差別撤廃条約を第1部基本的な方針の冒頭に位置付けるべきである。 (2) 昨年（2024年）10月、女性差別撤廃委員会において、第9次日本報告の審議が行われ、委員会から60項目の総括所見（最終見解）が発出された。これこそまさに、日本がジェンダー平等社会を実現するために取り組むべき指針である。第3次男女共同参画基本計画（2010年）も、策定の前年に、委員会の総括所見が発出されたため、その実施にむけた計画となっている。第6次計画は、第3次計画を参考に、総括所見の勧告を実施するための計画にすべきである。 (3) 第2部政策編Iのタイトル「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」に違和感をもつ。男女共同参画の推進の目的は、あくまでも「個人の尊厳が重んじられるジェンダー平等な社会の実現」である。「多様な幸せ」という、あいまいな概念を第6次計画に持ち込むべきではない。 (4) 批准後40年になる女性差別撤廃条約の周知が不十分である。女性差別撤廃条約を義務教育のカリキュラムに位置づけ、「女性差別撤廃条約という用語の周知度」を目標値にあげるべきである。 (5) 元号のみの記載では、国際比較ができないし、時系列の比較も困難である。少なくとも、西暦年号を併記してほしい。
299	女	70代	-	1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。 目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。 2 社会情勢の現状、予想される環境変化 ○男女共同参画の目的である人権尊重とジェンダー平等の実現の視点に立った現状分析を行うべきである。 ○「アンコンシャス・バイアス」が強調され、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すべきである。 ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ○ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべき。 ○第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべき。 ○第2部の構成について 「I男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」というくくり方で、8分野にわたって記述されているが、Well-beingという意識の問題ではなく、法律・制度によって、どう男女共同参画を実現するのが書かれるべきである。 (1)雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべき。 (2)教育の分野は独立した分野とするべき。 (3)気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されている。第5次計画では、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画は、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。
300	女	80代以上	10	2024年10月、国連女性差別撤廃委員会から総括所見（最終見解）が提示された。これは、わが国のジェンダー平等実現のためのガイドラインである。第6次計画に総括所見の勧告を位置付けることが肝要である。 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める地方議会の意見書が385議会に達した。「選択議定書を批准すること」を第6次計画に規定すべきである。